

# 議 事 日 程

平成 2 8 年第 4 回 浜中町議会定例会

平成 2 8 年 1 2 月 7 日 午前 1 0 時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	発議案第 6 号	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について
日程第 7	発議案第 7 号	大雨災害に関する意見書の提出について
日程第 8	発議案第 8 号	J R 北海道への経営支援を求める意見書の提出について
日程第 9	認定第 1 号	平成 2 7 年度浜中町一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況報告の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第 1 0	認定第 2 号	平成 2 7 年度浜中町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第 1 1	認定第 3 号	平成 2 7 年度浜中町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第 1 2	認定第 4 号	平成 2 7 年度浜中町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第 1 3	認定第 5 号	平成 2 7 年度浜中町浜中診療所特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第 1 4	認定第 6 号	平成 2 7 年度浜中町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）

日程第15	認定第7号	平成27年度浜中町水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第16		一般質問
日程第17	議案第60号	浜中町農業委員会の委員の定数を定める条例の制定について
日程第18	議案第61号	証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第62号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第63号	浜中町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第64号	町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第65号	議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23	議案第66号	浜中町債権管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24	議案第67号	浜中町税条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第68号	浜中町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第26	議案第69号	浜中町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第27	議案第70号	浜中町勤労青少年ホーム設置条例を廃止する条例の制定について

日程第 28	議案第 71 号	浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の 制定について
日程第 29	議案第 72 号	平成 28 年度浜中町一般会計補正予算 (第 4 号)

開会 午前10時00分

---

◎開会宣告

---

○議長（波岡玄智君） ただいまから、平成28年第4回浜中町議会定例会を開会します。

---

◎開議宣告

---

○議長（波岡玄智君） これから、本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、10番田甫議員及び11番菊地議員を指名します。

---

◎日程第2 議会運営委員会報告

---

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議会運営委員会報告をします。

本件については、議会運営委員会から本定例会の議事運営について、報告書の提出がありました。

委員長より報告を求めます。

3番鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） （口頭報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本件は委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。

これで報告を終わります。

---

### ◎日程第3 会期の決定

---

○議長(波岡玄智君) 日程第3 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日から8日までの2日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から8日までの2日間とすることに決定しました。

---

### ◎日程第4 諸般報告

---

○議長(波岡玄智君) 日程第4 諸般の報告をします。

まず、本定例会に付された案件は、お手元に配付のとおりです。

次に、今議会までの議会関係諸会議等については、記載のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

---

### ◎日程第5 行政報告

---

○議長(波岡玄智君) 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長（松本博君） 本日、第4回浜中町議会定例会に議員全員のご出席をいただき、誠にありがとうございます。

先の議会から、本日までの主なる行政報告を申し上げます。

（行政報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） 引き続き、教育委員会より教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（内村定之君） 前議会からこれまでの、教育行政の主なものについてご報告をいたします。

（教育行政報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これで行政報告を終わります。

---

◎日程第6 発議案第6号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第6 発議案第6号を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○議事係長（渡邊馨君） （発議案第6号 朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し直ちに採決することに決定しました。

これから、発議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第6号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 発議案第7号 大雨災害に関する意見書の提出について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第7 発議案第7号を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○議事係長（渡邊馨君） （発議案第7号 朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し直ちに採決することに決定しました。

これから、発議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第7号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第8 発議案第8号 JR北海道への経営支援を求める意見書の提出について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第8 発議案第8号を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○議事係長（渡邊馨君） （発議案第8号 朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し直ちに採決することに決定しました。

これから、発議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、発議案第8号は、原案のとおり可決されました。

- 
- ◎日程第 9 認定第1号 平成27年度浜中町一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況報告の認定について（決算審査特別委員会報告）
  - ◎日程第10 認定第2号 平成27年度浜中町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
  - ◎日程第11 認定第3号 平成27年度浜中町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
  - ◎日程第12 認定第4号 平成27年度浜中町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
  - ◎日程第13 認定第5号 平成27年度浜中診療所特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
  - ◎日程第14 認定第6号 平成27年度浜中町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
  - ◎日程第15 認定第7号 平成27年度浜中町水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
- 

**○議長（波岡玄智君）** 日程第9 認定第1号ないし日程第15 認定第7号を一括して議題とします。

本件については、平成28年第3回定例会において提案され、10人の委員によって



構成する決算審査特別委員会を設置し、同委員会の審査の付託をし、閉会中の継続審査としていたものです。

同委員会において審査を終了し、この度、報告書の提出がありました。委員長の報告を求めます。

10番田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） （口頭報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから、認定第1号ないし認定第7号を採決します。

決算に対する委員長報告は、認定を可とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号ないし認定第7号は、委員長報告のとおり認定する事に決定しました。

---

## ◎日程第16 一般質問

---

○議長（波岡玄智君） 日程第16 一般質問行います。

通告の順番に発言を許します。

9番川村議員。

○9番（川村義春君） 通告に従い、一般質問を行います。

質問内容は、新年度の重点事業についてであります。

1点目ですが、平成28年度の町政執行方針では、地域を支える地場産業の振興、災害に強いまちづくり、若い世代への子育ての支援、その充実という事で、この3つの大きな柱を掲げて総合計画の目指す、指針の実現に向けた事務事業を推進されているところであり、今後もこの三本柱を堅持していくものと思います。

そこで、お尋ねをしますけれども、1点目、平成29年度の予算編成を前にして、三本柱の主要な事務事業の項目と概要について、大まかでもよろしいので、お知らせいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

**○企画財政課長（金澤剛君）** ただ今のご質問についてご説明申し上げます。

平成29年度の予算編成方針については、既に、11月11日付で各課に示達しております。予算編成方針では、現在、進めている学校給食センター建設や、今後、進める予定の役場庁舎の改築など、非常に大きな財政需要を伴う中、平成29年度の、地方交付税が総務省の概算要求では、平成28年度対比では、4.4%減と、非常に厳しくなる事情などを十分に踏まえ、予算要求するよう各課に伝えております。

その上で、町長は、まちづくりの基本的な柱として掲げる、地域を支える地場産業の振興を。災害に強いまちづくりに。若い世代への子育て支援、の充実の3つを重点項目として掲げながら、新年度の重点事業の予算措置については、第5期浜中町新しいまちづくり総合計画実施計画との整合性を図ると共に、本町の人口減少対策の大きな指針である、浜中町創生総合戦略の内容も十分踏まえる事といたしました。

さらには、今年度開催している、まちづくり懇談会において、地域より要望があった件については、早急に対応しなければならないものを最優先し、予算に反映させたいと考えております。

平成29年度当初予算については、各課からの取りまとめの期限を、12月12日までとしており、その後、19日から査定ヒアリングを開始する予定であります。重点項目以外の事業などについても、必要性や優先度をしっかりと見極めながら、限られた財源を効率的に配分し、予算編成していきたいと考えております。現時点では、予算編成前ですので、具体的な事務事業等の概要は確定しておりませんが、基本的に、3本の柱に係る事業について、これまで実施してきたものについては、その効果を十分検証して、必要な事業を継続すると共に、その為の予算は、しっかりと確保するようにしたいと考えております。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○9番（川村義春君）** ただ今、新年度の主要な事業という事ではないのですが、総括的なお話がされました。予算編成方針も各課に示したという事で、それに基づいて、今月の12日が提出期限だという話も聞きました。具体的には、それが出てから、主要事業が発表されるものだと理解しますが、私は、その方向でいいと思います。普通交付税も4.4%減額になるという事ですから、相当、厳しい財政運営が予測されるでしょうし、3本の柱についても、後段、質問しますけれども、災害に強いまちづくりでは、庁舎建設、これが、最大の事業になってくると思っております。

それと、地場産業の振興についても養殖事業の関係でいきますと、ウニ種苗センターの建設の方向が、どのようになってくるのかという事も、今後、予算査定の中で、具体的に示されるのだと思っておりますし、子育て支援の方向につきましては、保育料の継続的な減免措置、医療費の無料化を引き続き続けるとかの予算が、継続的確保されていくと思っております。

そこで、11月から、まだ終わっていないと言われております、まちづくり懇談会の席で意見、要望等が、それぞれあったと思っておりますが、それらについても、予算の範囲内で緊急度を要するものから予算付けをしていただければと、このように期待するものであります。それで、一次産業の振興の部分でいきますと、後継者対策が産業振興に欠かせない、こういう事で、新たな制度として、浜中町産業後継者就業交付金制度というものを創設して、4月から施行したいという考え方が示されました。それで、その制度設計の概要について、この本会議で、改めて、農業、漁業、商工業の担当課長から、簡潔にご説明をいただければと思っております。よろしく申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** 農林課長。

**○農林課長（藤山巧君）** 今、議員おっしゃられました、新たに、4月から支援したいという制度化の部分についてご説明申し上げます。

浜中町産業後継者就業交付金という形で、新たに、新年度から三産業の概要的部分は私から説明させていただきますけれども、農業、漁業、商工業、これらの産業を、現在営まれている方々の後継者を対象に、具体的には、今後、学業を卒業される、新規卒業者それから、以前、浜中に在住されておまして、一旦、町外に出られて戻ってきた、Uターン者の方々が、新たに、また、戻って後継者として、その各産業の担い手として就業するといった場合、これらの方々に対して、支援をしていくというような内容になっています。

これにつきましては、以前から申し上げられております、担い手の後継者不足と、都市部への人口の流出を現状の維持、または発展という形で、支援していきたいと思っております。具体的には、その方々に対して、就業されてから3年間に亘って、支援をしていき、その交付金として、今、計画を予定しているのは、月額5万円で年間合わせて60万円を、3か年に亘って、町内で就業されている方々に交付しながら、産業を継続的にさせていただくというような事を趣旨に、4月から制度化をしていきたいという事で、新年度の予算の中にもこのような形で予算措置をさせていただきながら、この事業

を、新たに展開していきたいと考えているところであります。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○9番（川村義春君）** 概要については、今、農林課長の方から総括的にお話がされましたけれども、漁業、商工業の関係で、交付対象者について説明をいただきたいと思えます。改めてお願いします。

**○議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**○水産課長（石塚豊君）** ただ今、ご質問がございました、交付対象者ですけれども基本的には、この交付対象者、交付期間、交付金額等は、農業後継者と基本的には同じでございます。それで、同じという事で新規卒業者、Uターン者という事で決定してございます。漁業につきましては、漁業自体が通年雇用ではない部分もございますけれども、この交付金の対象者の認定につきましては、漁業協同組合から推薦をいただくという形で、後継者の認定をしていきたいと考えております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（戸井洋典君）** 商工業の関係についてお答えいたします。交付対象者につきましては、農業、水産と同様に、新規卒業者、Uターン者という事になっております。それで、1点違うのが、商工会の会員となっている者という事で限らせていただいております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○9番（川村義春君）** ありがとうございます。水産課長にお伺いしますけれども、後継者として男性がいない場合、婿を受け入れるという場合も対象になるのか。これは漁業ばかりではなく、農業や、商工もあると思いますが、その対象は考えておられるのかの確認をしておきたいと思えます。

**○議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**○水産課長（石塚豊君）** ただ今ご質問がございました、後継者の判断でございますけれども、基本的には、二親等以内の直系親族という形でございますけれども、その配偶者につきましても定住促進、あるいは、産業振興という観点からで検討していきたいと考えてございます。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○9番（川村義春君）** この事業については、地方創生の事業に合致したような感じで、人口を増やしていく部分にも繋がるということで、これは、後継者にとっては、本当に

朗報だと思っております。他の市町村に無い制度だと思っておりますので、是非、29年4月からの施行に向けて、規則等を整備して、是非、実施していただきたいと、このようにお願いをしておきたいと思えます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。災害に強いまちづくりに関して伺います。町民の最大の関心事である、防災機能を備えた庁舎の建設に向けての基本設計委託が、本定例会補正予算で、計上されております。基本設計費で、4,000万円ちょっと、それから測量地質調査で、2,670万円程を合わせて、6,693万9,000円の予算計上でありますけれども、委託業務の調査内容の詳細と発注時期、成果品の動きをお知らせいただきたいと思えます。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（佐藤佳信君）** お答えいたします。今回、防災センター機能を備えた役場庁舎の建設に向けて、基本設計をするにあたりまして、庁舎のみならず、敷地を含めた隣接する周辺敷地について、調査設計をしたいと思っております。

最初に、まず、測量地質調査、それと、基本調査となっております。測量地質調査につきましては、測量業務という事で、基準点測量、水準測量、現地測量、路線測量、用地測量等がございます。地質調査につきましては、庁舎分という事で、一応、5か所と、道路分という事で、5か所を予定しております。それと、基本調査でございますけれども、これにつきましては、庁舎の基本設計と、外構と道路となっております。

また、基本設計の期間でございますけれども、今、予定しているのは、来年1月からで、委託期間は9か月という事で、納品につきましては、9月頃を予定しているところでございます。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○9番（川村義春君）** 簡潔に説明をしていただきましたけれども、この庁舎建設の進め方ですが、通常の庁舎建設に関する進め方については、庁舎建設に関する基本的な考え方、経緯、整備方針、使用機能建設位置を示した基本構想が、先になって、その構想を基に、具体的な規模、機能等、新庁舎建設に向けた、諸条件を整理した基本計画を策定することになる訳であります。その上で、完成時の姿を明確にした、概略設計が、基本設計委託であります。この基本設計委託は、敷地に対する配置、構造、間取り、内外のデザイン、概算工事費や、敷地の部分の整備上計画、それから、鳥瞰図、あるいは、配置図、内観図、などが示されてくると思う訳ですけれども、これができた上で、敷地

の造成とか、建設工事に着手して、完成後に新庁舎への移転という工程が想像される訳であります。今、申し上げた事が、通常の手法であると思えますけれども、私が思うのは、基本構想と、基本計画の策定が無いまま、基本設計を委託されるとなると、住民の意見要望など、まちづくり懇談会は、やっておりますから、それが反映されているとすれば、それまでかもしれませんが、そういった機会が失われてしまうのではないかと、いう事を危惧する訳であります。

我々、議員が良い庁舎を作ろうという方向で動いていますから、多くの町民の意見、町民の声を吸い上げる場が、どうしても必要だと思う訳ですが、まず、町民の意見をどういう形で捉えていくのか、その辺をお聞かせしていただきたいと思えます。

それと、私、これからいいように解釈して話をする訳ですけれども、基本計画の策定無しで基本設計委託料を計上したという事は、新庁舎建設のコンセプトとなる整備方針、これは、例えば、機能性、柔軟性、経済性に優れた庁舎にするとか、住民の安全な暮らしを守る防災の拠点となる庁舎にするとか、人に優しく利用されやすい庁舎などを整備方針を踏まえた上で、建設規模、機能等を精査した事で、今回6,600万円の予算計上をしたと理解していいのか、お聞かせいただきたいと思えます。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（佐藤佳信君）** 基本設計にあたりまして、先ほど、概算工事費の中には、外観図、内観図、鳥瞰図は、基本設計の中に含まれています。それと、町民の意見でございまして、周知につきましては、まちづくり懇談会でもお話しをしておりますけれども、進捗状況については、広報、あるいは、ホームページ等で随時、お知らせするようにしております。

それと、町民が利用しやすい庁舎、それと防災機能を備えている防災センターという事を含んで、今回、調査設計、基本設計をしたいと思っております。構造等でございますけれども、3階建て位になると、今、考えてございます。それも、基本設計にあたりましての基本構想がございまして、この場所から裏山に移転しますので、町民の利便性を含めて、福祉保健課や、教育委員会は、建物が別になっておりますが、一緒に、庁舎の中に含めて建設したいと思っております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○9番（川村義春君）** 今、答弁で町民への周知、意見をどういう形で求めるかという部分ですけれども、答弁としては、逐一、その進捗状況については、広報やホームペー

ジを通じて知らせるといふ事ですが、やはり、町民の意見を聞く体制が大事な事だと思  
います。これについての質問は、4点目で聞きますが、この整備方針というのは、委託  
するような予算要求ですから、もう既に、できていると、やっぱり、いいものを作る為  
には、委託設計を出す前に、整備方針を明らかにして、こういう項目で、成果品をもら  
うというような事で、議会にも示されるべきではないかと、私は思っています。それで、  
同じ目線で、庁舎建設の基本設計ができていくと思いますし、やはり、行政が、今やろ  
うとしている部分を、きちんと見せると言いますか、ある程度の方向性を示した整備方  
針があって、それで、先に進めるのではないかと思うんですけども、改めてお聞きし  
ますけれども、今回の基本設計委託については、建設規模、機能等を精査した上で発注  
したという事であれば、その精査した整備方針というものを、今議会中に示していただ  
けないかと思うのですが、その辺はどうですか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 今、基本整備方針を議会に示すべきという事で、明日にな  
ると思いますが、まとめたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 既に、発注できる予算ができていますから、ある程度、具  
体的なものというのは、まとまりやすいと思っておりますので、是非、今議会中に提出  
をしていただければと思います。

次の質問に移りますが、基本設計策定後の庁舎建設に向けた、実施設計の発注時期や、  
工事の発注時期等のスケジュールについては、既に情報提供をして、そういう形の中で、  
2日にマスコミから報道がされました。その内容確認で留めておきたいと思いますが、  
平成29年11月に、実施設計を発注し、平成30年8月に、建設工事に着手、平成3  
2年3月末の完成を目指すとのスケジュールであります相違ないか、この辺は、責任  
ある立場で、町長から間違いがないかどうか答えていただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） そのような方向で進めさせていただきます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） こういったスケジュールでいくという事で、確認をさせていた  
だきました。

それで、4点目に入りますが、このスケジュールの関係を含めて、4点目の質問で、

少し疑問を受ける部分があるので、お聞きしますけれども、様々な課題に対応する進行管理体制というのは、既に決めていると思われましてけれども、庁舎内でのプロジェクトチームを作って進めるのか、総務課が中心となって、関係課と、その都度、課題が出てきた都度、協議して進めていくのか伺いたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（佐藤佳信君）** 庁舎の建設に向けての体制でございますが、改めてプロジェクトチームの立ち上げというのは、今は考えてございません。ただ、必要に応じまして、関係各課に集まっていただいて、協議を進めていきたいと思っております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○9番（川村義春君）** 今の回答でいきますと、総務課が中心になって進めるという事でありましてけれども、スケジュール管理や、住民の意見を反映する場合のパブリックコメント、これの実施などを行える体制づくりが必要であると思っております。

そこで、私からお話しをしますけれども、今現在、庁舎建設を行っている自治体2町の事例を申し上げたいと思います。A町では、役場庁舎建設検討委員会を組織して、基本構想、基本計画を策定し、この中に産業部会を設けて推進をしています。B村では、庁舎建設庁内検討委員会を設置し、部会として、総務住民福祉課、産業課、教育部会を設置して、要綱をもって、組織しております。

また、公共的団体の代表者、それから、公共的団体の推薦するもの、村長が適当と認める者で構成する、庁舎建設検討委員会これも設置しており、これについては、庁舎建設準備室で行っています。

今後の参考になればと申し上げましたけれども、これからでも、庁舎建設準備室や、検討会を設けて行く考えがないのか。私は、作業的に相当な、総務課サイドでやるとなれば、大丈夫だろうかと危惧する訳です。できるだけ分散をするという意味でいくと、きちんと庁内にプロジェクトを作るとかして、外部の意見を聞くという部分では、庁舎建設に至るまで、色々な、町民からの意見があつて、その上で、やっとなら山建設構想が決まった訳ですから、そういった声を無視する訳にはいかないと、私は、全議員が一丸となって、良いものを作るという方向でいきますと、そういう事も必要ではないかと思うのですが、なんか、簡単に考えているような気がするのですが、その辺の体制づくりは、本当に大丈夫なのでしょうか。大丈夫という事であれば、それで結構ですがお答



ください。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（佐藤佳信君）** 大丈夫かという事でございますが、先ほども申しましたけれども、必要に応じて、関係各課が集まって、その都度、協議を進めたいと思っております。その意味では、結果的には、プロジェクトチームを立ち上げて、検討会議を進めるような結果的には同じような方向に進んでいくものと思っております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○9番（川村義春君）** 今の答えは、庁内の調整はそれでいいかもしれませんが、外部の声を聞くという部分でいきますと、それは果たしてどうなのかなと思います。ただ単に、行政サイドから一方的に、広報誌とか、ホームページで情報を発信する事に対するパブリックコメントを受けるんですか。受けたら、それを返すという作業がでてくるんですよ。それまでできるという事でいいんですか。再度お聞きします。

**○議長（波岡玄智君）** これは、町長、副町長どちらかが答えて下さい。

**○議長（波岡玄智君）** 副町長。

**○副町長（松本賢君）** 今の庁舎建設については、今まで企画財政が、色々と防災、あるいは、庁舎そのものの関係がありましたので、窓口になって、全体の調整を図りながら、進めてまいりました。

今度は、本庁舎の建設につきましては、総務課が担当だという事ではありますが、担当では、今でも、会議を繰り返しておりますが、お答えしたように、その折々に、関係課という事ではありますが、内部は、それでいいのかもしれませんが、さっき言いましたように、色んな、町民の説明ですとか、総務が窓口になっても業務分担は、それぞれ集まって、各課にお願いする事になるかと思っております。現状では、人員の問題も、私、気にしております、総務課担当で、これからやっていくには、非常に大きな物理的な問題が出てくると思っておりますが、これは、人事の関係で、新年度に向けてどのようにしたらいいかという事も想定されますので、今は、現状は、総務でしのいでいくという事になります。

そして、先ほどのプロジェクトの話ですが、折々にやるとすれば、各課という事もあります、それが可能であれば、現場はそう言っておりますけれども、やはり、効率的にプロジェクトチームを組織した方がいいのか。それから、作業部会の話もありますの

で、これを決めて展開するのが、円滑に事を進める為に必要だとすれば、それも含め、内部プロジェクトも必要に応じて、判断して参りたいと思っておりますが、現状、スタートは、総務でいきたいと思っております。町民の声をいかに聞くかという部署につきましては、総務でやるのか、企画財政にお願いするのか、という事もありますから、それは、今後の課題ですけれども、いずれ組織を設立する必要があるか、無かも含めまして、町民の外部の方のご意見も取り入れるという事になりますと、先ほど申し上げましたように、基本構想あるいは、基本調査をしまして資料として示して、しかるべき体制で、町長の判断でいきたいと考えております。現状は、総務では、その折々という事ですけれども、今後、それも合わせまして、今も会議を進めていますけれども、これからもやりますので、その中で、今のご指摘の件につきまして、協議していきたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思っております。かなり、物理的にも大変な作業だとは認識しております。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○9番（川村義春君）** 今、副町長から、基本的な考え方をお聞かせいただきました。まさにそのとおりです。庁舎を建設するという事は、大変な事だと思うんです。そのような事で進めていただければいいかな、と思うんですけれども、町民の声をやはり、大事にすると言っても、緊急防災減債事業債に対応する為に、急いでいる事も事実だと、私は思います。

そういった意味で、基本構想や、基本計画なり、それが無いのが基本設計に至ったという事も理解はしますが、それらを含めて、ある意味、構想も含めて、発注したと思っておりますので、私としては、そういう方向であるという事で理解はいたします。

次に、新庁舎に取り組む外部施設、防災ステーション、水道庁舎の移転費用に係る財源は、どのように捻出するのか、危惧するところですのでお聞かせをいただきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**○水産課長（石塚豊君）** お答致します。津波防災ステーションの関係でございますけれども、津波防災ステーションの庁舎につきましては、浜中町と北海道の共有財産でございます。

持ち分につきましては、港湾海岸管理者であります浜中町が、1000分の321。建設海岸管理者の北海道が、1000分の307。漁港海岸管理者の北海道が、100

0分の372となっておりますので、新庁舎への移転に伴う費用につきましても、北海道にも、相応の負担をいただくよう協議を進めているところでございます。

また、町の持ち分に対します移転費用でございますけれども、事業費の額にもよりませんが、国の交付金事業の活用など、有利な財源確保に向けて、取り組みを進めていきたいと考えてございます。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 水道課長。

**○水道課長（高野薫君）** 水道部分の新庁舎への移転費用に係ります財源につきましては、現在、厚生労働省におきましては、その補助金や、交付金制度等が無い訳でございます、現状におけます、財源確保につきましては、公営企業債等の借入により、現在、見込むという事で考えてございます。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○9番（川村義春君）** 今、説明がありました防災ステーションについては、浜中町と北海道、それぞれの負担分が出てくるという事で、町の負担分については、国の交付金等を活用して、移転事業を進めたいという事で、具体的に、北海道の方と協議を進めているという事で理解していいですか。

**○議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**○水産課長（石塚豊君）** 北海道に対しましては、既に、釧路総合振興局の水産課と、釧路総合振興局の建設管理部とも協議を進めているところでございますので、ご理解をお願いします。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○9番（川村義春君）** わかりました。水道庁舎の移転については、公営企業債しかないという事で、公営企業債で交付税バッグは、どのくらいありますか。

**○議長（波岡玄智君）** 水道課長。

**○水道課長（高野薫君）** 公営企業債の一般的なものとしての充当率は、100%で参入率50%でございます。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○9番（川村義春君）** 今のお答えを聞きまして、それぞれ財源の確保は大丈夫だと確信をしました。そのように進めていただきたいと思います。

最後の質問になりますけれども、災害時の情報収集や、観光面でも効果を発揮する業務用ドローンですが、これは、小型無人機でありますけれども、これを購入し、活用し

てはどうでしょうかという提案ですが、これについてお答えをいただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（小原康夫君）** 災害時の情報収集の関係について、防災対策室の方からお答えいたします。

災害時の被災状況確認が早期にでき、応急対策がスピーディーに、実施できるなどの利点があると聞いております。ドローンを活用する必要性は感じますが、飛行条件等にも左右され、必ずしも、早期の被害状況の把握等とならないという事がありますので、購入し、活用する計画は、今のところはございません。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 商工観光課長。

**○商好観光課長（戸井洋典君）** 観光面での活用についてお答えいたします。

浜中町には、海岸線の奇岩絶壁や嶮暮帰島など、大小の無人島や、霧多布湿原、内陸部地帯など、多くの観光スポットがあります。これらを、普段、見る事ができない鳥瞰視点で観光客にアピールする事は、今後の観光客誘致には、必要な事であると思えますが、技術的な問題もありますので、購入し、活用するのか、委託するのか、どの様な形になるかわかりませんが、いずれ、今後、検討していかなければならないと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○9番（川村義春君）** ドローンの活用については、二番煎じになるかもしれませんが、管内の白糠町で、マスコミの方で、北海道新聞で紹介されていましたが、それで、10月上旬にドローンの中型機と、小型機、これを、各1台ずつ買ひまして、合わせて130万円の予算のようです。ネットで調べれば、一番高いので、26万8920円というのがありました。これよりもまだ、性能が良い、白糠で入れた2機とも、写真と動画が撮影できた上に、インターネット回線を通じて、町の災害対策本部に映像配信ができて、中型機については、夜間のサーチライトや、拡声器も装着できる。

浜中町は、今、いつ、来るか分からない災害に備えるという事で、防災機能を備えた庁舎も建設する訳ですから、そういった意味で、災害現場に人を派遣しないで、その上空からリアルタイムで、その映像を把握できるメリットがあるんですよ。確かに、防災対策室長が言うように、気象条件に左右されるという事はあるかもしれませんが、町民に避難して下さいと言って、避難した後の点検を消防職員、役場職員が、また点検するという事は、非常に危険な訳です。ですから、避難を終わった後に、逃げ遅れがないか、

浜で、まだ、作業をしている漁民がいないかどうかを再点検するという事で、このドローンが活用できるんですよ。これについては、先ほども言ったように、緊急減債防災事業債の対象になると思いますですから、そういう意味で、100%対象になり、その内の70%が交付税に算入される訳ですから、前向きに考えるべきだと思うのですが、白糠町ではそういう事で、既に2機入れて操作の仕方も勉強しているんですよ。今日、道新の支局長が来ていますが、私は、先進的な取り組みだと思っています。是非、これは防災関係だけではなく、産業振興の面でも活用できると思います。そして、今、商工観光課長から言われたように、観光面で、上空からの鳥瞰的なものを観光客に発信するという事も、今後の観光振興の為に、必要な事ではないか、という部分で使える訳ですから、是非、この辺は、新年度での予算をつけていただくように検討していただきたいと思っています。

最後に町長答えていただけませんか。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** このドローンの関係で、先日、町村長会議で、会長が自分の所で導入するので、皆さんも導入したらどうかという事で、その雑談の中で話されておりましたが、今回、防災対策と商工観光が、少し違う方向で意見が出ていますが、現場の声でまとめるということは、営業も含めてということではありますが、防災対策室長がその災害時に職員が動かなければならない、という不安がある関係で、少し難しいのかなという言い方をしたと思います。

観光の面では、やはり、必要だと思っております。それと、何キロ、その事も含めて、勉強しなければ、白糠でも導入したという事ですから、その事の確認と、更には、自分たちも、果たして何キロまで飛ばせる事ができるのかという事を含めて、浜中町の実態も含めて、本当に勉強して、将来的には併用して、防災にも使うという形で考えていきたいと思っております。それ程、大きな金額ではありませんので、緊防債を使わなくても、必要であれば、その都度、導入していきたいと思っておりますし、その技術的な事も含めて、勉強しなくてはなりませんので、その事も含めて、協議して検討していきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○9番（川村義春君）** 町長から、前向きな答弁というふうに受けとめました。新年度予算までは、まだ、数か月ありますから、検討していただきたいと思っています。これで終

わりにしたいと思いますが、是非、新年度の予算に盛り込まれるよう期待しておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 1 番加藤議員。

**○1 番（加藤弘二君）** 通告に従いまして質問させていただきます。

時化や台風、水温アップによる漁獲量の減少をどのように分析してまた、その対策は、どのようになされているか、という事で質問しました。

それは、今年8月には、4つの台風が本道を襲ったという事や、あるいは、漁船、漁業でも1月からずっと時化で、漁に出ても沖は時化でいて、漁ができなくて、途中で帰ってくるという場合が沢山ありまして、後で漁獲量の説明をしていただきますけれども、先程、町長から、漁業の問題についての状況を話されましたが、今年は、昆布にしても、漁船漁業にしても、相当、皆さん頑張っているとは思いますが、しかし、全く漁のない事もありまして、これは偏に、地球温暖化による水温の上昇があって、どう改善していくかという事では、本当に頭の痛い事だと思います。そういう点では、浜中の漁業は、その対策をしっかり、とらなければ本当に危機的な状況になるのではないかと、危機感を持って、私は質問のところに立っている訳です。どうか、それについての質問にお答えをよろしくお願いいたします。

まず、昆布漁についてでありますけれども、大きな流氷が納沙布岬を越えて、来なくなって、30年近くなります。地球温暖化の流れの一つと言われていています。沿岸の水温の上昇は、8月の頭から始まり、昆布の裾枯れが始まるとして、棹前や成昆布の出漁を今年は早めました。しかし、時化が続いて、棹前の3日間の出漁も大変な思いをしたと思います。浜中漁協では、漁期を3日延ばして、棹前昆布に出漁できました。

最初の質問は、棹前昆布で散布漁協、浜中漁協では、昆布の質、生産量では、例年と比べてどのような状況になったか説明を求めたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**○水産課長（石塚豊君）** お答えいたします。棹前昆布漁の今年状況につきましては、6月に浜中漁協、散布漁協共に3日間の操業、生産量は浜中漁協で107.6t、前年比12.8t減で10.6%の減。散布漁協では、75.9tは、前年比21.5t減で22%の減。両漁協を合わせまして、183.5トンで、前年比34.3t減で15.7%減となっております。

また、昆布の質につきましては、棹前昆布の生産量10キロ当たりの水揚げ平均単価

が1万2,486円で、前年比より598円、4.5%減となっておりますが、今年の棹前昆布の値決め価格が、前年比から最大8.5%下落しているという事もございますので、品質的には例年並みと考えてございます。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○1番（加藤弘二君）** 棹前昆布についての報告がありましたけれども、やはり、相当その値段でも下がった報告があったと思います。私は、散布漁協と浜中漁協どちらも3日間の出漁だったと思うのですけれども、散布漁協については、初めの段階で出漁した為に、身入りが少し無くて、干し上がった昆布はカサカサしている状態で、棹前昆布の1等が無い状況にあったのではないかなと捉えておりますし、それから、浜中漁協は棹前昆布の期間の期限が切れてしまい、最後の3日間が晴れていたなので、そこで出漁した事が、大変、昆布の身入りが良すぎて、棹前よりも「特二」と言われる昆布が多かったと聞いていまして、時期を早めて、棹前を採るのも少し難しかったのかなと思っていたのですが、町としては、どんなふうに見ておりますか。

**○議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**○水産課長（石塚豊君）** ただ今の質問でございますけれども、棹前昆布に関しましては、議員おっしゃいますとおり、棹前の品質につきましては、採る時期が早ければ、身入りが悪い逆に遅ければ、身入りが良すぎるという事で、身入りが良すぎると「特二等」という事で、等級が下げられるというような性質のものでございます。なかなか、その適正な時期にとるという事は、難しい訳でございますけれども、棹前昆布漁につきましては、事前に資源量の調査等を行って、漁期を定めているという事で理解はしております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○1番（加藤弘二君）** 今度は、成昆布についてなのですが、成昆布は7月から採り始めて、8月のお盆までですが、これが、節目として、10日は、出漁したいという事でしたが、なかなか、出漁の機会が無くて、沖に出る事がとても難しかったと思います。

散布漁協と浜中漁協の8月12日までの出漁日数は、何日になっていましたか。

**○議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**○水産課長（石塚豊君）** お答えをいたします。成昆布漁につきましては、両漁協とも7月5日に解禁、お盆前の8月12日までに、浜中漁協では9日間、散布漁協では11日間の出漁がございました。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 毎年、お盆前には、何とか10日出漁したいというような事であれば、日数は、ほぼ、出ていると解るのですけれども、なかなか、この期間でも、やはり、時化早くて漁師の皆さんは、静穏域で漁をしているというような状況が見られました。その後ですね、8月12日以降、お盆も挟んで、9月3日まで20日以上も出漁する事ができなくて、休漁されたという状況が見られましたが、これが8月に漁できなかった要因は、どのようなところにありましたか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（石塚豊君） お答え致します。お盆以降の出漁の関係でございますけれども、8月の13日から9月2日までの21日間、この21日間につきましては、台風6号が8月14日、台風7号が17日、台風11号が21日、台風9号が22日、台風10号が30日という事で、相次ぐ台風の襲来によりまして、休業を余儀なくされているところでございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） この1番の昆布漁の最盛期に、休まなければならなかったと台風の影響という事で、今、言われましたけれども、皆さんは、自然の力には叶わないという感じで、小屋の中で、来る日も、来る日も、昆布の出る日を待っていたんですけども、漁師たちが出漁したくても出られない状況というのは、漁師の胸の内は、どのような状況であったと考えられますか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（石塚豊君） お答えいたします。漁業者にとりましては、これまでも2週間程度の休漁であれば、何度も経験しているという事でございますけれども、今回、3週間もの休漁という事になりまして、昆布漁につきましては、出漁期間が限られているという事でございますので、出漁日数の確保、あるいは、台風の襲来によります大時化による昆布の流出、このような懸念が漁業者にとっても大きな不安があったというふうにご考えてございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 今、課長が言われた通り、出漁できない期間というのは、本当に漁師にとっては、大変な期間であったと思います。昆布が抜けて、次に出漁した時には、もう全部無くなってしまっているのではないかと、暗い話ばかりで、夫婦で昆布を



選葉していても、朝から晩まで、一言も喋らないで、出るのはため息ばかりというよう  
な事を話してくれる昆布漁師の夫婦もありました。私も、そういう話を聞くと、これか  
ら生活どうなるのだろうと考える訳です。

そうした中で私は、相当な不漁で損害額もとても大きいのではないかと思い、昆布漁  
民を救う手はないものかという事で、共産党北海道委員会とも相談しながら、何とか対  
策がないものかという問い合わせをしていました。

一方で、十勝清水あるいは、南富良野町を初めとした、台風による洪水被害が何十億、  
何百億というふうに8月、9月にそれぞれ、こういう状況が現れたというふうに新聞、  
マスコミ紙上で報道されましたが、浜中の昆布漁が大変な状況にある中で、私は、何と  
か、この人たちを救う道はないものかと、漁師を訪ねて歩いた訳ですけれども、両漁協  
に尋ねましたら、今のところは、どうにもならないという、そういう状況の話でありま  
したが、私は、すぐ調査して被害額をきちんとだすべきだと、当時、思いましたが、ど  
うして出せなかったんですか。

**○議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**○水産課長（石塚豊君）** お答えいたします。昆布の流出被害につきましては、農産物  
のように陸上での被害、あるいは、水産でも養殖施設、このような被害とは、異なりま  
して、海の中の流出の関係でございますので、この被害を算出するという事は、非常に  
困難でありまして、町といたしましては、そのような被害調査は実施しておりません。  
以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○1番（加藤弘二君）** このような災害があっても海の中は、どのようになっているの  
か分からない、私は、何らかの状況で判断できるかなと思うんですよ。それは、9月に  
第1回の値決め会が予定されていると思うんですが、値決め会に出席するにしても、昆  
布の状況を、資料として持って、交渉に当たらなければならないという時もある訳です。  
8月末、あるいは、9月末の時点で、採った昆布が、小屋にどれくらい残っているか聞  
いて歩いたら、例年なら、2段目に昆布が積まざる予定だが、今は、まだ、一段目の8  
分目くらいしかないという状況で、その状況からみても被害額は、陸上と同じように報  
告できるような体制をきちんと組むべきだと思うんですがいかがですか。

**○議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**○水産課長（石塚豊君）** 質問にお答えいたします。ただ今の、被害額の算出の関係と

いう事でございますけれども、やはり、昆布の場合につきましては生産して、実際のどの位の収量があったかをはっきりしなければ、被害額は推定できないという事でございます。実は、全道的に昆布の生産額の見込み額を、漁期前、あるいは、漁期中でも出してあります。それによりますと、浜中町全体につきましては、8月末における年間の昆布収穫量の予測が、9月に出されておまして、当初の予定よりも浜中漁協で、10%の下方修正で、散布漁協につきましては、20%の下方修正という事でございます。この数字で値決めに望んでいるものと思っておりますし、浜中町全体では、合わせますと14%の下方修正という数字も出されております。

次に、被害額でございますが、北海道におきましては、この台風における波浪により昆布が抜ける流失被害があるという事で、地元の漁業協同組合などの聞き取りによりまして、昆布の推定被害額というものを算出しております。それによりますと、浜中町内では、例年の水揚げ金額の、概ね15%程度の被害額という事で、浜中漁協分で、1億7,000万円、散布漁協で、9,000万円の併せて、2億6,000万円の被害額という事で、北海道では計上してところでございます。この被害額につきましては、全道の台風による水産被害として含まれているところでございます。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○1番（加藤弘二君）** 私は、その数字は聞いていなかったもので、今、解りました。それで、今年は、台風が異常で、8月末までに5つ位、北海道に上陸したという状況が地球温暖化現象の1つとして数えられ、有識者の発言などがあるのではと思いますが、どのように台風の原因は、地球温暖化現象と関連があるのか説明していただきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**○水産課長（石塚豊君）** お答えいたします。確かに台風につきましては、高い海水温の地域で発生して、北上して来るという事でございますので、一般的に考えますと、海水温が高いと台風が発生しやすいという事でございます。

今年につきましては、特に太平洋の沖合の海水温が、非常に高い状況があったと言われておまして、そういう影響も、例年であれば、東太平洋に抜けていく台風が、そのまま北上してくるという状況があったのかと考えてございます。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○1番（加藤弘二君）** 先日、浜中町で、確か11月28日だったと思いますが、環境

講演会というのがありまして、私、その資料を見させてもらいました。それを読んでいたら、私が聞きたいと思う事が、講師の釧路地方気象台長が来て、講演してくれたという事だったので、まさしく、自分の疑問を解決してくれるような中身だったと思います。

まず1つは、気温の事についていえば、100年単位で平均気温を計るという事で、1891年から100年間で、1.7度の気温が上昇して、それから、それを30年ごとと区切っても下がることなく、0.何%ずつ上昇傾向にあるという事なんです。

それから、海水温については、太平洋釧路沖の太平洋上で、水深50mと水深100mのところでは、北から流れてくる親潮の流れで水温が、プラス5度という事なのですが、その暖水塊という暖かい水の塊がありまして、100m下で、プラスの8度、親潮は、5度なのですが、暖かい海水の塊は、8度だという事で、それが混じりあって冷たい親潮も、また暖かくなり、しかも、表面の温度は、暖水塊の場合は、27度という北海道にしては、水温が高い状態になっていて、サケマス流し網、イワシも捕れなくなって、海水温、気温が高くなったという事が、南の海の方で、更に、まだ暖かいので台風が発生しやすく、メキシコ湾から来なくても、沖縄の南の赤道のあたりで台風が発生しやすくなり、それが北上してくる時に、北海道までの間、水温が高いので、台風の勢力を弱める事なく北海道を抜けてしまうという説明が気象台長からありました。来年はどうなるのだろうか、という事で、浜のお母さんは、去年も、今年も、同じだから、来年も、また同じではないかという声も聞こえてくるのですが、この疑問に対しての答えは、どのように伝えてあげたら良いでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**○水産課長（石塚豊君）** お答え致します。海水温の上昇の関係でございますが、確かに議員おっしゃいますとおり、この海水の温度が高くなっているという事は、事実のようございまして、そういう事になりますと、高温水を好む漁種が北上してくるという事になり、低温水を好む魚は、南下しなくなるというような状況がありますし、実際、浜中におきまして、暖水温を好むブリ、クロマグロ等が定置にかかるといような現象が行っておりますし、サンマにつきましては、暖水温の影響で南下が遅れて、あるいは、南下ルートが、はるか沖合になってしまうといような現象あるいは、スルメイカについても、水温の影響だと思っておりますが、不良という事だと指摘もされているところございまして、この気候変動、海水温の上昇につきましては、非常に大きい危機感を持って

いるというところでございます。それでこのような状況にある中でも、出来る対策をしていくという事でございますので、例えば、昆布につきましても、近年、流氷が接岸しなくなって、その機能が失われているという事では、もう、既に、沿岸の雑草駆除を行っているというところでございますし、様々な取り決めの中で、この環境の対策をしていかなければならないという事で考えられますし、先程、申しましたけれども、今まで揚がっていなかった漁種のもので、水揚げされるという事も発生しておりますので、その処理、販売の仕方、加工技術を含めて検討していかなければならないという事もあるかと思っておりますので、この海洋の変化に対応するように、町として、どこまでできるかわかりませんが、行政として対応できる部分をしっかりと、やっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** この際、暫時休憩します。

（休憩 午前 12時02分）

（再開 午後 1時00分）

**○議長（波岡玄智君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

加藤議員。

**○1番（加藤弘二君）** 昆布漁業について、いろいろ質問もして、答弁もいただきました。

最後に、町長に答弁していただきたい事があります。それは、昆布漁業にとって、温室効果ガスの事で、水温が上がっていて、あるいは、台風も続くとういう事が将来、静かな流れの中でも、少しずつ時化が続いて、収まらないという事が予想されると思うのです。私は、この温室効果ガスを減らすという事では、日本が明治維新辺りから、石炭を焚いて、工業生産をずっとやってきて、二酸化炭素の排出をものすごくやってきて、しかし、200年近く経っているのですが、この温室効果ガスについて歯止めをかけようという動きは、ほんの20年位だと思うんですよ。昆布漁業を続けていく上では、これ以上の温室効果ガスが増えるようでは困るという事から、日本政府に温室効果ガスの発生を抑えるという事での真剣な努力をお願いする事や、世界のたくさんの国々が、温室効果ガスを減少させるという事で取り組んでいるんですね。やっぱり、私たちが、国や世界に要求するという事では、町民自らが、化石燃料を焚いて仕事をしたり、あるい

は、一家に1台車もあるので、何とか、温室効果ガスを、町民一人一人が減らすような取り組みというのは、我々自らが、発信して、これが北海道に広がり、世界に広がるような取り組みも必要ではないかと、私は、昆布漁を、これからもしっかり維持して支えていく上では大事だと思うのですが、町長はいかが思いますか。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** 今の質問に十分答えられるかどうかわかりませんが、昆布漁から始まったの温室効果ガスの話になりましたが、今年の8月の災害で台風が来まして、1週間に3つも上陸した事は、今までに見た事もなく聞いた事ありませんでしたので大変驚きました。台風が、日高山脈でどう変わっていくのかという事も実験されたような気がします。そして1番大きかったのは、台風10号の温帯低気圧になって、しっかり居座って、災害になってしまったとっております。今まで、北海道で、この間、町村会においても、色んな意味で、この事が議論になりました。北海道でいえば、災害元年に位置づけようという話が出ていて、これから災害を受けないような形でしっかり、道、国に向けて、災害が起きない事を想定した運動を広げて行こうという事が、今、繋がっている所だと思っております。

それと、以前に雪の雪害もありましたが、異常気象というのは、これから、まだ続くのではないかと考えています。この異常気象を含めるとすれば、これからも続くと思えますし、これが、温室効果ガスの要因かもしれないという事からすると、その事は、やっていかなければならないと思うし、特に、化石燃料石炭から始まって石油に移り、そして今、自然エネルギーに動いてきている所であります。自動車の燃料も含めて、水素ガスまでという状況だと思えます。

これから、今後、そういう形で進んでいこうと思っておりますし、町民がひとりひとり、一家庭においても、電気の節約も含めてするとすれば、その事が将来的には、繋がってくるのだろうと思っております。もし、そのような機会があれば、しっかり、その事も啓蒙普及していきたいと思っておりますし、そういうことが、釧路管内町村会、全道町村会の中でも、話題となってくるとすれば、しっかり、足並みを揃えて、道と国にも訴えていく事が、世界に繋がっていくのかなと思っております。

この事は、COP3から始まった事だと思っておりますので、今、年数と時間がかかっていますが、そこまで作りつつ、来たのかなと。をもっとそういう意味で、これからも、積極的に温室効果ガスの削減に向けて、色々な形でまちづくりを進めていきたいと思っ

ているところです。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○1番（加藤弘二君）** 町長が町村会、道を合わせて、しっかり問題視してやっていきたいという事で、私は、町を挙げて頑張れば、改善される状況になればいいと思い、全般の質問は、終わりたいと思います。

次に、沖合沿岸漁業を含めて、漁船漁業の皆さんは、この台風や時化の影響を受けて、1年間ずっと苦しい思いをしてやってきたと思います。漁師に聞いてみたら、イカ漁は不漁だったという事で、去年は、少し良かったが、今年は、全く駄目だったと話していました。釣りの船の5トン未満の人で、1月から4月まで出漁したが、今まで無い位の不漁だったという事でした。来年は、どうしたらいいのかと切羽詰った声を、私は聞いています。そこで、実態はどうだったのかという事で、次の漁種について、出漁日数、漁獲量について、鱈、毛ガニ、花咲ガニ、カレイ、イカ、たこ、サケマス流し網、サンマ、ツブ貝について、例年と比べて、出漁日数、漁獲量はどうか、説明いただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**○水産課長（石塚豊君）** お答えいたします。今年11月末現在の、出漁日数と漁獲量についてご説明いたします。

鱈漁は刺し網により1月、2月、10月から12月までの漁期で、11月末まで、39日間の操業、98tの漁獲量で、前年の4割程度となっております。

毛ガニ漁につきましては、2月から5月まで、特採許可として、8月中旬からは9月中旬までで、122日間操業72tの漁獲量。

毛ガニにつきましては、漁獲休漁量が定められてございます。

花咲ガニにつきましては、籠量により4月及び6月から8月中旬までの113日間の操業70トンの漁獲量で、前年より1割程度減少しております。

カレイ漁につきましては、主に、刺し網漁により、2月と9月以外の、通年、操業でございます。11月末まで191日間操業62tの漁獲量で、11月末までで、前年の95%までの水準となっております。

イカ漁につきましては、イカ釣り漁により1月それと6月から12月までの漁時であります。この間30日間の操業で、17tの漁獲量、前年の1割程度という不漁でございました。

たこ漁につきましては、空釣り縄漁によりまして、1月から3月、それと9月から12月までの漁期で、11月末まで、69日から操業869tの漁獲量で、11月末で前年の7割程度となっております。

サケマス漁につきましては、流網漁によりまして、4月から7月までの漁期、小型船の場合は、5月から6月20日頃までの操業で、235tの漁獲量で、前年の3倍の水揚げとなっております。

サンマ漁につきましては、主に、棒受け網漁によりまして、7月から11月にまでの操業期間であります。イワシと合わせまして1,402tの漁獲量、前年より8%減少しております。

ツブ漁は、籠漁によりまして、通年の漁期でございます。11月末までに71日間操業250tの漁獲量で、前年の7割程度の水揚げとなっております。

出漁日数につきましては、極端な不漁となりましたイカ漁が、前年の3分の1の出漁となった他は、全般的には、例年並みの出漁日数であったという認識をしてございます。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○1番（加藤弘二君）** 出漁日数が揚がったトン数というのが解ったのですが、前年比で1割減、4割減とかを言うところがあったのですが、これは漁獲量を言っていますか、漁獲高出していますか、どちらでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**○水産課長（石塚豊君）** お答え致します。これにつきましては、漁獲数量で比較してございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○1番（加藤弘二君）** 今、報告があった中で言いますと、漁船漁業で大変だなと思うのは、イカ漁出漁日数で3分の1という事で、私はサンマ漁で、1,402tという漁獲量があるのですから、それが例年に比べてみれば、8%の減少だという事で、私はそれ程、減少はしていないと思ったんですが、もっとサンマは、例年より少ないのではないかと思ったのですが、どういう状況で、初めは不漁だったけれども、最後の方で漁がでたとか、特徴的な事があれば教えてもらいたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**○水産課長（石塚豊君）** お答えいたします。サンマ漁につきましては、8%の減少と

いう事でございますけれども、サンマにつきましては、水揚する漁港、港が決まっておりますのでこの近辺でありますと、根室の花咲港、霧多布港、厚岸港、釧路港の4つの港のいずれかに水揚げするという決まりがございます。それで、今回出しました数字につきましては、浜中船籍のサンマ船の水揚げ高という事でございますので、実際、霧多布の港に揚がった金額ではありません。浜中の船が水揚げした金額で、例えば、根室の花咲港に水揚げしたとかの部分も含まれているという事で、数字的には、8%減という事になっているところでございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○1番（加藤弘二君）** サンマが獲れた様子は見ませんでした、そういう状況でしたので、これについての説明はわかりました。

次に進めさせていただきますが、サケマス流し網、サンマについても、今年の漁獲量と昨年の漁獲量をみて、5トン未満、10トン未満の人で、春先に終わった時点で、もう、来年は、サケマス流し網をやらないという人や、秋に来年の支度の事を考える時に自分は、もう、サケマス流し網はやめたという人もいるという話が聞こえてきています。残念な事だと思います。漁をやめて何をするかというところこの漁師は、このたこ漁をずっとやっているのです、サケマス流し網漁は、赤字な為、手を出さないで、たこ漁一本でやって、他に何か良い魚種があれば、それも頭に入れながらという事だと思います。このような方は、昔から、代々、漁業を営んでおり、お金もきちんと貯めており、来年、再来年も大丈夫だという漁業者です。しかし、ここ2、3年出漁してもなかなか、魚が獲れなくて、機械を取り替えることができないという状況で、組合に申し出ても、借入金があるので貸して貰えないから、最初から組合にも行かないという話も聞きました。

私は、魚が時期になると、毎年やってくるという感覚はすっかり消えてしまい、漁師の話の聞きますとGPSが発達したからいる魚を、獲り尽くしてしまうんだと言っている人もおります。漁のない時は、駆使して獲らなければならないという事もあるし、温暖化だけではないと水温を探すGPSを使ったら、確実に獲れるところと、獲れないところが、行く前からわかるんだという話も聞いています。

資本を使い尽くしてしまって、来年から漁ができないという人に対して、私は、何とか町として、抜本的に、手を差し伸べるような方策を考えられないだろうかという事を、私は考えました。できるかどうかはわかりませんが、町営の漁船を持って、機械の入れ替えとかを町が補助をして、船を出漁させてあげられるよう、町として、何がいいか、



必ず黒字になるような、漁種に参画させるというような事までして、辞めていく漁師を保護するという取り決めはどうかと思うのですが。日本中探しても無いかもしれませんが、私は、浜中町の漁船を持って、廃業しなければならない漁師に、手助けするような事も考えます。町としては、漁船を持っている漁師については、資金の貸付ができるような制度はありますか。漁船漁業を継いだけれども、現在、厳しい状況にある人へ、手を差し伸べるといふ、漁業協同組合沢山の漁師がいる中で、その人だけを救うというのは、難しいと思いますが、町がやる気のある人で少し補助すれば出漁できるといった人へ、何かできないのかと突然、提案をしている訳ですが、どのように考えていただけますか。

**○議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**○水産課長（石塚豊君）** お答えいたします。ただ今の、資金の貸出制度と支援の関係でございますけれども、漁業者の資金の関係の制度につきましては、漁業近代化資金に基づきます貸付等と、様々、融資制度がございますし、町におきましても、この利子補給を行っているところでもございます。

また、町独自と致しましては、資金融資制度といたしまして、無利子であります、産業振興資金の貸付制度も設けております。

また、ご質問の資金の貸出制度の新設であります、漁業協同組合が、主体的に考えるという事でございますので、町といたしましては、その漁業協同組合の意向に沿った形で対応していくという事になろうかと考えている事でございます。

それと、町営の漁船とか、漁業を続けさせるという話でしたけれども、漁業の関係につきましては、やはり権利漁業という部分もございまして、共同漁業権、あるいは、農林水産大臣、北海道知事の許可を受けまして、漁業を営んでいる事でございますので、町行政が入り込む事はできませんので、その点についてご了承いただきたいと思えます。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○1番（加藤弘二君）** 今、法律的な事を言われましたが、私は、町行政として、そのような場合、どうやって補助できるかという事は、私の頭では考えられないので、ぜひ、行政で考えてやりたいと思っておりますが、資金が無く、赤字の状態が続けられないという人にもぜひ、救ってもらえるような考えを出していただきたいと思えます。

それから、漁具を買う為に使う振興資金等もあるんですけども、これも、5年間で、

きちんと返済できるかという保障もなければ、なかなか、その政策にあやかる事もできないような状況もありますので、私は、組合でも、少し難しいとされる漁業者をどうやって救うかという事を組合とも相談しながら、立ち上げていてもらいたいと思います。

次に移りますが、私は、浜中町というのは、魚介類の種類がすごく多いと思います。そして、私が、32年前にここに来た時は、本当に、沢山の漁獲量がありました。当時、自分のクラスの子供で、家が灯台ツブ漁をやっていて、学校が終わったら、まっすぐ小屋に行って、ツブを剥く仕事を手伝い、この小さな籠に50箱も獲ってきて、その位、ツブが獲れていたんですよ。ツブ漁を、また復活させるような取り組みはできないだろうかと思いました。漁業者は、どうしたら、ツブが増えるのかわかると思います。

それから、3、4年前から、ホッケの姿が見えなくなり、それと、浜中町で一番おいしいのはホッキ貝です。本当に、片手に持ったら余るくらいの大きな黒ボッキは、売っていますが、本当に北海道一美味しいブランド品だと思います。あのホッキ貝を現在、90人の漁民で、3月の中旬から5月までかけて出漁していますが、生産する為に値段が安いんです。私が、来た当初は、キロ700円から900円だったのが、今は、200円台から300円台という状態なので、通年で売るといいう仕組みを考えれば、今の倍くらいの値段で販売する事もできるし、そういう漁種を決めて、生産高を上げていくというこういう時代ですから、浜のみんなが協力して、どうやったら、この魚種が増えて高く売れるのか、という事は、それぞれの組合で考えながら、やっていただきたいと思います。やっぱり豊かな海です。

最後の質問になりますが、手繰船、トロール船が、7、8年休んでくれれば、資源の回復も可能だという方もおられます。私は、浜中町が生きる道としては、そういう方法まで取るべきだと思いますが、これは、最後の質問になりますのでよろしく願います。

**○議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**○水産課長（石塚豊君）** お答えいたします。まず、漁貝類のブランド化につきましては、養殖のウニ、毛ガニ、サンマ、チカなど付加価値の向上に努めているというところがございますけれども、更なる取り組みにつきましても、漁業協同組合が実施する活動を支援して参りたいと考えてございます。ただ今、ホッキ貝の通年操業の話もございましたけれども、現在は春操業だけという事でございます。以前は、秋操業を行っていた

という事もございますし、また、販売方法、出荷方法につきましても、相当、昔ですが、むき身で出荷という、様々な課題があると思えますけれども、関係機関と連携を取りながら、対応して参りたいと考えているところでございます。

続きまして、底引網漁業の関係でございます。底引きにつきましては、浜中沖での操業という事については、沖合1万メートル外側での操業という事でございますけれども、地元船のタコ漁、毛ガニ漁、ツブ漁の部分と操業区域が重複している事がございまして、漁具等の被害もあるというお話もお聞きしているところでございます。

この海域につきましては、資源管理という事については、水産、研究機関あるいは、北海道が漁種ごとに資源評価、動向に基づく漁獲可能量の管理を行っていたり、あるいは、団体ごとの資源管理協定を結んでいるとか、漁業権行使規則で制限するだとか、あるいは、業界の自主規制というものによって、資源管理が行われているところでございます。この底引漁業につきましては、魚の大きさや、種類に関わらずかかってしまうという漁法に対する漁業者からの批判もあると承知しているところでございまして、町といたしましては漁業協同組合の考え方に基きまして、連携して対応していきたいと考えているところでございます。以上です。

**○1番（加藤弘二君）** ありがとうございます。終わります。

**○議長（波岡玄智君）** 10番田甫議員。

**○10番（田甫哲朗君）** 通告に従いまして、ヒグマの現状の課題についてお尋ねしたいと思います。

今年は、ヒグマの出没注意の看板が数多く見られたように思っております。また、茶内地区ですけれども、民家近くでの目撃情報や、犬と散歩中の方が目撃するなど近年にない市街地域での目撃情報も寄せられております。人と熊とのニアミスというような現状が見られたのかなと思っております。

さらに、近隣町村では、林業関係者の方がこの熊に襲われ、被害に遭われたという報道もなされております。人と熊との距離的なバランスが、近年崩れてきているのではないかなという懸念を思っております。

本町において、人的被害が発生する前に、何らかの対策等を求めていく、あるいは、道の方に要請していくような事が必要ではないかなという思いで質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、現在までの、今年の日撃件数、及び、そのうち市街地近くでの目撃件数とその

事例等を説明いただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 農林課長。

**○農林課長（藤山巧君）** お答えします。現在までの目撃件数でありますけれども、今年、この4月から、今日現在まで、最終的に目撃されたのが、11月の上旬が今のところ最終でありますけれども、これまでに、83件の個体そのものの目撃情報もありますし、足跡、それから、糞の痕跡を発見したというような物を含めて、83件がございます。それから、例年と比較させていただきますと、例年ですと、30件から40件くらいが、ここ5年くらいでは、目撃件数の状態になっています。具体的には、平成24年では38件、それから、平成25年では31件、平成26年度で45件、平成27年度で37件、およそ30件から40件位で、5年間は推理してきているという事があります。ですから、今年、83件という事で、例年から比較すると、倍以上の目撃件数、あるいは、痕跡の発見の情報が寄せられたという事になります。

それから、市街地に近くでの目撃の件数と状況の部分なんですけど、先ほど議員からありましたように、茶内市街地の目撃例とかがありますが、具体的に申しますと町内で、これまでで居住地付近という事で、限定させていただきますと、これまで、7件程、居住地付近に目撃情報が寄せられています。内訳としましては、茶内地区で2件、それから散布地区で4件、そして、浜中地区で1件あわせて7件が、寄せられております。状況としては、市街地ではそういう件数という事になっております。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○10番（田甫哲朗君）** ただ今、その市街地近くでの目撃情報という事で、茶内2頭、散布4頭、浜中1頭という事でありました。最初に申しました、茶内地区での目撃情報は、通常ですと、車で走行している時に横断したとか、見かけたという事であれば、例年と違いはないのかなという思いであります。しかし、今年は、散歩している方が、目撃されるという、本当にちょっとしたタイミングがずれていけば、遭遇してしまったのではないのかなというような事例もございましたので、そういう意味で、例年と比べ、距離感のバランスは、どうなっているのかという思いがあります。過去について、そのような例があったのかどうか、後で答弁いただきたいと思いますが、驚いたのは、例年と比べて、約、倍近い目撃情報件数、情報が寄せられているという事でこれは、かなり難しいと思いますが、どんな要因があるのでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 農林課長。

**○農林課長（藤山巧君）** お答えします。委員おっしゃられました目撃が、例年より倍以上ある要因という事なんです。この部分につきましては、なかなか、その分析等というのは、非常に難しいところではありますけれども、これは、あくまでも、推測で申し上げますと、今年の増加要因で直接的には、目撃された個体数が、比較的小型のヒグマが多かったというような、目撃情報を寄せられた中であつたので、その要因としては、親放れした、若い未成熟なヒグマが行動をする際の警戒心と、その辺の部分で、道路を横断するとかで目撃される事で小型の熊が比較的多かったという情報が寄せられているんです。その事も要因で考えられるのかなと思います。

それから、もう1つは、町内、全道的にもそうなのですが、今年の長雨ですとか、台風の関係で、山の木の実ですとかクマが好んで捕食する食料が、今年は、凶作レベルに値するというような道からの情報もありますので、山の中での捕食する食料不足もクマの行動範囲を広くさせる要因になっているのかという事も考えておりました。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○10番（田甫哲朗君）** 前年と比べて、この居住地近くでのその件数は、後で、調べていただきたいと思います。なかなか、難しい要因の分析かなと思うんですけれども、確かに、その食料不足という報道もされておりますけれども、ある資料では、ヒグマの場合は、ミズナラの木にできるどんぐりの不作により、餌を求めて市街地近くまで来たのではないかという分析もあるようです。ミズナラの木になるどんぐりは、一部の環境、例えば日照の関係で、1つの山でも場所によっては異なった不作条件になるという事もございます。決して、これが広範囲に及ぶようなものではないという事でもあります。内地で言う、そのツキノワグマが、木の実を、今日、凶作によって、市街地に降りてくるという例とは、簡単に比較できないと見解もございます。私が思うのは、先ほど、若い熊が警戒心を待たずに、人の近くまで来ているのではないかというような答弁でしたけれども、多分、個体数そのものに起因するのかなという思いがございます。このヒグマというのは、野生動物の生態系の頂点に、ある関係上、縄張りというものに対して、かなり執着があるようで、個体数が増える事によって、テリトリーから追い出されたクマが、人里に近づいてくるというような要因が、実際に起こりつつあるのかなという思いがあるのですが、そこら辺の見解は、いかがでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 農林課長。

**○農林課長（藤山巧君）** お答えします。今、そのヒグマの行動の範囲に関係する部分

ですが、縄張りという事での話ですが、雌グマに関しては、行動範囲は、子グマ連れという事もありまして、比較的そんなに大きな移動をしない中での行動範囲だという事をお聞きしております。雄グマの方になりますと、一部、新聞報道にもありましたが、当町でつけたGPSの首輪での追跡調査は、知床のNPO法人で羅臼町や標津町で調査したのを併せて、当町の方にも試験的にデータを得るためにつけたものを調査の行動範囲でいきますと一応、報道にもありましたけれども670キロ位移動していたと示されています。雄グマに関しては、町内に限らず、広域的な行動をしているという部分でありますので、恐らく、時々道路を横断の際に、タイミング的なものもあるかもしれませんが、大きな雄グマも目撃される事はあると思いますけれども、町内で目撃されているのは、雌グマと子グマ、親離れした若い未成熟なヒグマが主に目撃されていますし、警戒心の話もしましたが、住宅街の近隣まで行動範囲を広げてきているのかなと感じております。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○10番（田甫哲朗君）** 雄グマに関しては、課長おっしゃるとおり、数百キロに及ぶ移動距離を歩くという事で、雌グマに関しては、ある程度、限られた場所、住みつくという習性があると書かれておりますけれども、GPSができましたので伺いますけれども新聞では、今年度、浜中でも、1頭、発信機を付けての調査を実施する予定だったというような内容の新聞報道もありましたが、その詳しい内容と、調査のGPSの行動、この調査の目的と、目撃情報を組み合わせる事により、この生息数・個体数の把握というものまで調査というのができるのか、できないのかも含めて、GPSの追跡調査について説明いただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 農林課長。

**○農林課長（藤山巧君）** お答えします。GPSの関係ですが、私くしが先ほど申し上げましたように、ヒグマの首に発信機を付けて、それを衛星で受診しながら、その行動を調べるというような調査なんです。先ほど申し上げましたように、調査の中心となっているのが、NPO法人南知床ヒグマ情報センターが、NTTドコモ、北海道大学大学院獣医学研究課、3社連携によりまして、今のような追跡調査をやるという事で、羅臼町、標津町、根室管内を中心にこの調査を行っているところです。それで、もっと、より広域的に釧路管内の部分ということで、そのまず初めとして、浜中町で捕獲して行動を調査してはどうかという事で、実は、2年前の平成26年に1頭の雄グマの方に

そのGPS発信機を捕獲用の箱罾を設置して捕獲したものに麻酔銃で眠らせてGPSを装着して、クマを離して追跡調査を行っています。その中では、26年8月で発信させてから、27年の、翌年6月まで、発信が途絶えたのが6月だったので、その行動が解明されたという事で、一部報道にあった、4か月で、約670キロも移動したというデータがあつた所に繋がってくるのですが、長期に移動したり、あるいは、1週間くらい同じ場所に留まって、何をやってるのかは、GPSからグーグルの地点の状況を見ると恐らくは、例えば標茶町、鶴居村方面のデントコーン畑辺りの所に滞在して捕食しているのではないかと推測にはなります。

それから、今年も次のヒグマへという事で、捕獲用の檻を仕掛けて、また同じように発信機を付けようと試みてはいたのですが、今年は、ヒグマが捕獲できなかったという事で、また次年度以降で、地元の猟友会の協力をお願いしながら、知床ヒグマ情報センターに実施調査してみたいという事で、来年もまた同じように試みているというような状況になっています。

それから、活用する部分ですと、行動範囲から頭数がどれくらいいるのかという部分については、なかなか、特定する事ができませんので、今のところは、どの辺で行動しているかという事は、解りますが、以前、知床の財団では羅臼方面で、GPSをつけたものが、その目撃情報のあつた地点で、複数回、その個体が目撃されていたというような事が実際に状況も把握しているという事なので、目撃情報が多い段階で、複数の個体数というところは特定できませんし、同じクマが、何回も目撃されているという状況も考えられるという事は、GPSの調査の中からもそういうことが得られたという事をおっしゃっております。有効活用の部分ですとかになりますと、なかなか、行動、生態というところが知られていないという事が、今のところになると思いますので、このGPSの調査の中の目的としては、人間の行動域と、ヒグマの活動範囲、これらの重なっている地域でのヒグマの活動経路を把握しながら、人間とヒグマの事故を未然に防ぐ為の調査を、更に、公益的な部分も含めて、データを蓄積していきたいという事が目的として、GPSで浜中町としても協力しながら、データを得たいと考えています。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○10番（田甫哲朗君）** ただ今の説明ですと、再度、お答えいただきたいのですが、雄グマを対象にした調査だと聞こえたのですが、雌グマの行動範囲を把握する事が、より、実態に即したものではないかと思うのですが、大きくは生態系の調査、行動範囲等の調

査であるという趣旨で事業がされていると思うのですが、この雄、雌の区別無しに調査をされているのかどうかを確認しておきたいと思います。

それと、先程から、先程から僕が感じている懸念かもわかりませんが、この生息数は、道などの公的機関で定期的に、その生息数の把握というものは、されているのでしょうか。その取り組みを説明いただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 農林課長。

**○農林課長（藤山巧君）** お答えします、先ほどのGPSの調査の関係ですけれども、平成26年に捕獲できて、情報を得られた雄グマという事で、雄と雌の区別は、特に捕獲にあたっては、こうなる。行っていないという事です。26年の年には雄グマで追跡したら、そのような情報が得られたという事ですので、これが仮に、雌グマであれば、装着して追跡調査となっております。

それから、公的機関による個体数の把握と取り組みのところのご質問であります、北海道での個体数の把握と取り組みですが、北海道では、平成26年3月に、あの北海道ヒグマ保護管理計画が26年から28年、今年度までの期間ということで策定したものがありまして、この策定した中身としては、人間とヒグマの共存と基本としながら、ヒグマからの被害の未然防止対策を目的として、3年間で計画作成されております。

なかなか、ヒグマは、エゾシカなどと比較して生息密度が低い事から、なかなか、観察するのは、容易ではないところです。正確な生息数やその動向を把握することは難しいというのは、ヒグマでありますので、そのような状況の中で、全道でのヒグマの生息数という事で、北海道で推計されたものとしましては、個体の増減の関係で申し上げますと、平成2年度と平成24年度の個体数を23年間で比較した時に、その2年からは、1.8倍位に全道におけるヒグマの生息数は、増加しているのではないかという数字が出されております。頭数で申し上げますと、道で示したその平均値というところの、頭数である説明の便宜上申し上げますけれども、平均値で、平成2年度では、5,800頭に対して、平成24年度では、10,600頭です。平均値で推計されて、この数値をもって、1.8倍くらいに増加したのではないかというような推計がされております。この推計値については、幅はありますけれども、今、申し上げたのは、あくまでも、そのプラスマイナスも含めた平均値という事で、数値を申し上げます。それで、もう少し狭い範囲で申し上げますと、その推計の中では、道東から宗谷管内エリアで、地図で申し上げますと、大雪山系から道東方面の北海道の宗谷方面までのエリアという



事での推計が出ておりました、平成2年度では、2,300頭、平均値、それから、平成24年度では4,200頭、平均値という事で、やはり、ここでも1.8倍ではないかという推計が示されております。そのような状況で、道の管理計画の中では、そういう推計が出されているところです。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○10番（田甫哲朗君）** その昔、熊は、外獣という事で、駆除を長年に亘って行った結果、かなり減ってしまい、絶滅の寸前までいき、この保護の必要性が見直されてきて、もう数10年経つと思われまふ。その事もあって、たぶん確実に個体数は、増えているのだらうというのが、1.8倍という数値を示したのかなと思いますけれども、この調査方法は、私が、調べた資料では、2012年の9月から10月にかけて、全道5,800人のハンターへのアンケート調査のデータを元に、末に推測数を出しているという読み取れたのですが、それでいいのかどうかと。

それと、最近、特にメスグマに関して行動範囲を調べるには、体毛をDNA鑑定する事によって、個体数の数が割り出されるというヘアトラップ法という方法が、道でも検討されているという記事がございました。これについては実施されているのかどうかと。この1.8倍という数字は、23年間という先程、課長が答弁をされていたのですが、私の調べた範囲では、道では、12年ぶりに、平成24年に調査を行ったという事で、12年前の数字と比べて、この1.8倍という数字なのかなと考えていたのですが、ここは23年が正確な数字なのでしょうか、私は12年間で、ほぼ倍近くになったのかと思っていたのですが、これは、2013年の日経新聞に掲載されていた情報なのですが、この12年間なのか、23年間なのかの調査期間の違いをわかれば答弁いただきたいと思ひます。

**○議長（波岡玄智君）** 農林課長。

**○農林課長（藤山巧君）** お答えします。ヒグマの生息数の推計の部分ですが、議員おっしゃられますように、全道獵友会員の方へ2回程、アンケートを行った中から得られたものという事で、議員おっしゃられているように、それを推計の基礎資料として、こちらもおさえております。

それから個体数の関係を把握する部分でのヘアトラップという事なのですが、この辺につきましても、実際に、全道各地でヘアトラップ法による、その体毛の採取によって、DNAを含めた個体数の把握の為の調査を、全道各地で進められております。

それから、期間の関係なのですが、先ほど申し上げた平成2年から24年までの23年間の数値なのですが、これにつきましては、平成27年12月2日に発表されております北海道環境生活部環境局生物多様性保全課の方が、平成27年12月に示していた資料の中に、このように平成2年から24年までの23年間推計という事で、数字を提示いただいております。それで、先ほど、私、申し上げましたように、プラスマイナスというところで、平成24年の平均値では、10,600頭という事でお話し申し上げましたけれども、10,600頭のプラスマイナス6,700頭多い、あるいは6,700頭少ない推計を、先ほど平均値という事で申し上げましたけれども、そのぐらいヒグマの生息数という部分では、なかなか把握しづらいという事も、状況として見えるかなと感じております。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○10番（田甫哲朗君）** 確かにその通りで、難しい事だと思いますけれども、かなり、大きな幅のある数字を元にしたお話なのかなと思います。先程のヘアトラップ法は、今現在、各地で実施されているというお話でしたけれども、本町での調査の実態があれば、教えていただきたいと思います。それと、これ以上、個体数についてのやり取りがあってもたぶん数値というのが見えてこないと思いますが、課長の実感として、目撃件数が、例年より、倍近くなったという事で、今年に限っては、特有だと捉えておられるのか、確かに過去4年5年遡った数からみると、飛び抜けた数値でありますし、また、平年並みに戻るのだろうというお考えなのか、居住近くでの目撃が増えている以上、人的被害に及ぶ懸念というのは、持たれておられるのかを聞いておきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 農林課長。

**○農林課長（藤山巧君）** お答えします。まず、ヘアトラップの調査関係なのですが、本町内では行っておりません。道の保護管理計画の中で進めている調査の内容ですが、本町の中では過去に、ヘアトラップの調査を行ったという事はございません。釧路管内でという部分につきましては、私の資料には、ございませんが、渡島管内ですとか、道の保護管理計画に基づきながらのヘアトラップを行っているという資料の中ではありますけれども、当町は、もちろん、今まではないのですが、釧路管内を含めたヘアトラップの調査は把握しておりませんでした。

それから、目撃情報ですが、今年、前段の説明でお答えしましたが、例年より倍以上という事でお話ししましたけれども、次年度以降、どうなるかという部分では、なか

なか予測はつかないです。傾向としましては、やはり、目撃情報の中からでは、今年に限って言いますと、7月以降11月までが例年より非常に多い目撃件数になったという事がございます。例年ですと、いくらか夏場に沈静化して、また、秋に冬眠に向けての活動期に入る時に、目撃が増加するというようなイメージがあります。

それから、散歩の時期ですとか、時間帯の関係で、早朝にかけて、4時から7時位の時間帯と、あるいは、その夕方の時間帯の薄暮時で、目撃情報が、ここ5年間位、町内の目撃情報のデータを調べてみますと、その時間帯の中での目撃情報が他の時間帯の期間からみると多く、この辺では、色々と被害防止対策の中では、もちろん、住民向けの自治会配布等で、今までもやっておりますけれども、その時間帯の部分と、情報を提供していければと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○10番（田甫哲朗君）** 私は、この件について通告書を出した後、一昨日、偶然、知床に関してヒグマに関する標津で開かれたアニマルプロジェクト講演会というものが開催され、その中で、ヒグマ等の対策も講演されたという記事がありました。これについては、標津で、実際行っているのが、市街地近辺に入らないように、電気柵で防御するとか、実際に対策として、実施されているというような講演もございました。これについて、若干、ご説明いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 農林課長。

**○農林課長（藤山巧君）** お答えしますと。他の議員おっしゃられていますように報道からの情報となりますけれども、標津の方で、アニマルプロジェクト後援会という事で、町民向けを対象に講演会を開いたという事で、中身としましては、その中で報告されている事例として、議員おっしゃられた電気柵の設置、これは新聞の記事の内容でいきますと、斜里町の一部でクマの軋轢等との電気柵の設置が事例として、報告されたと事が載っております。

それから、環境省の方で、知床のヒグマに対する保護管理計画は、道が、今年、策定を見直しして、次年度以降の策定もする事にはなっていますが、その策定とは別に、知床の地域のヒグマの保護管理計画という事で、環境省が立てた計画についての住民向けの説明を、その場で講演会の中で、その計画の概要をお知らせしたと載っていたという記事では承知しています。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○10番（田甫哲朗君）** 浜中町だけではなく、先程、道東、宗谷地方の生息数が多いという話がある中で、多分、どこの町村でも目撃情報が増えていると思います。

この対策は、かなり難しいと思いますが、先程言ったように、保護・管理という対象であるヒグマですので、むやみやたらに捕獲するという方向にはならないのかなと思いますけれども、1年前は札幌近郊の南区、西区辺りでも、頻繁に民家近くまでヒグマが出ているという現状の中で、ある程度固体数を減らすという、昔やっていた取組みで、秋口にかけて、かなり体力を蓄えている関係から駆除する時期としては、やはり、春が一番適しているという中で行われてきた春熊駆除ですが、例えば、ある程度、年間、例えば、ここの地区で、管内で考えるのであれば5頭、10頭とか個体数を減らしていくという対策も、今後、必要になってくるのかなというふうに思っておりますが、道として、どのような動きがあるのか、それと電気柵までとは申しませんが、人的被害が発生してしまっただけからでは、本末転倒になってしまうので、近年の状況を踏まえて、今から考えられる対策というものは、何かしら考えていく必要があるのかなと思っております。何回も申し上げますが、車の通りすがりの目撃ではなく、実際、朝起きて玄関に出たら、10メートル先にクマがいたという事例もありますし、散歩中の方が目撃されたという事例もございました。これは、本当に、偶発的なものではなくなっているのかなという懸念があります。その上で先ほど言いましたが、この時間帯、看板だけじゃなく、住民に啓発して、呼びかける事も大事だと思いますが、何らかの対策が必要ではないかという思いであります。今、本町も今回、八十何件の目撃情報が道の方に報告されているだろうと思うのですが、この現状になっているという事も伝える中で、北海道として、クマの適正管理に向けた取組みをアプローチしていく必要もあるのかなと思いますので、最後にその答弁をいただいて終わりたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 農林課長

**○農林課長（藤山巧君）** お答えします。議員おっしゃられました、春熊の駆除の関係ですが、状況をお話ししますと、昭和41年からヒグマの個体数管理が減少という事で、道によって、取り組まれてきたのが、春熊駆除対策という事で行われていて、これが、平成2年をもって終了したという事があります。

それで、先ほど申し上げました、平成2年以降24年間で1.8倍の春熊駆除が要因という事の確かなものは、ございませんけれども、春熊駆除を中止した事も1つの要因になっていると思っております。

ヒグマの防止対策では、当然、個体管理も含めて、先ほど少し触れましたけど、平成29年度以降の北海道ヒグマの保護管理計画で、個体数の管理と総捕獲数の設定というものを新たに29年度以降のヒグマ保護管理計画、これの中で選定をしながら、各区域においての適正な捕獲と個体数の維持、管理を含めて、平成29年度以降の管理計画の中に盛り込んで、今のところ聞いております。ですから、その辺で地域ごとの、個体数の推計に基づいて、地域ごとの捕格可能数もある程度示されてくるのかなと感じています。そういう管理計画の中で、時期管理経過の中で、その個体群の管理を示すという事をお聞きしております。

それから、被害防止対策の部分ですが、目撃情報を寄せられているのを元に、それをいち早く、町民の方々へお知らせして、従来でも市街地付近に出た場合には、緊急性があるという事で、臨時的に防災行政無線で町民の方々へお知らせしたり、その目撃情報によっては、すぐ町から、移動しているヒグマ駆除等の従事者の方々に現場へ行っていただいてパトロールしていただく。それから、万が一、目撃して緊急の場合という事が想定される場合には、その節には、駆除も行っていくというような体制で、これまでも望んでおりますし、今後も、その形で安全対策を含めて進めていきたいと思っております。町民への情報提供は、場所ですとかは、それらは、今まで、あの目撃情報中で看板の設置なりをして、現場に行くところの辺でヒグマが目撃されたんだな、という情報としては、得られますけれども、それを、更に1歩進めて今後の対策として、町のホームページの方に、浜中町の地図を載せて、目撃した場所、オス、メスカ、大小も含めて、目撃した日時を情報として提供できればと、これは、ホームページ担当と協議しながら、新年度に向けて、そういう形のものでリアルタイムに町民の皆さんの方にお知らせできたらと考えていたところです。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○10番（田甫哲朗君）** 道でも、この29年度に向けて捕獲頭数を決める対策の計画が示されると思うというお答でありました。それが示された時には、資料として教えいただきたいと思っておりますので、その辺をお願いして終わりたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 一般質問を終わります。

**○議長（波岡玄智君）** 日程第17 議案第60号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第60号、浜中町農業委員会の委員の定数を定める条例の制定について提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が平成27年9月に4日に交付、本年4月1日から施行されたことにより、同法において農業委員会等に関する法律の一部が改正され、その結果として、新たに本条例を制定する必要性が生じたものであります。

農業委員につきましては、従来の公職選挙法に基づく委員並びに農業団体等及び議会の推薦に基づき、選任される委員から市町村長が議会の同意を得て任命する選出方式に改められました。

また、委員の定数は農業委員会の区域内の農業者の数、農地面積その他の事情を考慮して、政令で定める基準に従って、これを条例で定めるものとした同法の規定により、新たに本条例を制定して、農業委員会の委員の定数を13人と規定するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上、提案理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから、議案第60号の質疑を行います。

3番鈴木議員。

**○3番（鈴木誠君）** 今回の法律改正に伴って公選法から町長の任命という形が変わったという事の説明があったんですけども、これまでの経過ですけれども、公選法によって選ばれてきた農業委員の実態が、多くが無投票当選という事で計画推進会議の方からの指摘もあってこのような結果に至ったと私どもは理解しております。

それで農業委員と併せて推進委員を設ける事になっていたと思いますけれども、本町においては、その規定から外れるという事で、農業委員だけでいいという事だろうと思います。その中身については、申し上げませんが、その中で、どちらかを選択す

るかは、その農業委員会に任されていたのかは、解りませんが、農業委員だけで推進委員は委嘱しないという事の結論に至って今回の条例提案になったのかなと思いますけれども、推進委員を置かないという事の結論に至った、その経過についてご説明をいただきたいと思います。

それから、農業委員の町長の任命にあたっては、公募なり、推薦そういったものが前提としてある訳で、その中から認定農業者が過半数以上占めなければならない事、あるいは中立的な委員として、様々な弁護士、司法書士、行政書士の他、会社員、商工業者、消費者団体、教育委員会等、まさに農業に関係のない中立な立場からも選ばなければならないというような事が規定されております。

今回13名という定数を定めて一般の公募、推薦を受けた中で、この辺のバランスがうまくとれていくのか心配される訳ですけれども、もし、バランスがとれなくて中立委員が出てきた時の調整等はどのようにされて、町長が成立をして、議会の議決を得て任命をするという形になると思いますけれどもその辺の町長任命に至るまでの道筋、そういったものをお示しいただきたいと思いました。

**○議長（波岡玄智君）** 農業委員会事務局長。

**○農業委員会事務局長（箱石雄彦君）** 本案の提案側の町長部局でございますが、これに関連する条例と規則について、担当部局としてお答えいたします。

3番議員の質問ですが、昭和26年にこの法律はできて、7月に最初の選挙が行われたのですが平成26年の選挙までに22回の選挙法がありまして、実に無投票が全国1割を占めているという事で、内閣総理大臣の諮問機関である規制改革会議で構成について議論されています。推進員の関係なのですが、農地を集積化率70%と遊休率1%以下の農業委員会については推進委員を置かなくてもいい事になったのですが、任意で置く事も可能という事から、去年の11月2日に農業会議所の勧告がありまして都道府県の農業委員会の事務局長宛に通知がございまして、それぞれ推進員を置かなくてもいいと。正式名称は、農地利用最適化推進員ということですが、うちも管内では指定されております。管内で唯一外れたのは釧路町でございます。28年度の集積化率は81.8%です。遊休率は0でございます。

それと、推進員を置くとなると農業委員会が委嘱するのですが、報酬等も出てきますし、推進員を置く事によって農業委員を半分にしなければならないという規定があります。その2段階にした場合、農業委員は、会議に出る為の農業委員ですが、立場的に現

場に出られないという訳ではありません。浜中町の場合はあくまでも地域から選挙制の段階から地域割りで選出されていますので推進員の機能を兼ねた農業委員としたいという事で、従来どおり選挙員が選出されていて今まで9名の方が地域から出て来ている方ですので、それを確保したいと考えております。先ほど言われました、今、9人と言いましたが、あと4人は、3番議員が言われた通り農業団体からの推薦についてはチラシ、広報等、インターネット等で公募するのですが、これが多くなった場合は、管内で鉦路町が任期を終了しまして、唯一1名だけおります。先月に会議がありまして私の知り合いだったのですが、その方も全然わからないという事でしたので、農業委員会に入ると、まず、苦勞されるかと思えます。浜中町も全国同じ条件なので、1人必ず置かなくては行けませんので、2人以上でできた場合は、選考する評価委員会の中で選考していきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 鈴木議員。

**○3番（鈴木誠君）** 従来どおり農業委員会を優先にして、現場にも出られるという方策をとった事は、ある意味、正しいと思えますけれども、現在、農地の所有権の移転等が様々な形で農業委員の仕事が増えているという中で、同じ定数の中で、このまま進めていくと特に、農地部会等の負担が大きくなっていくのかなというような事が考えられます。

そこで農業委員の報酬は、教育委員も同様な形で示されているのですけれども、報酬等の改定までは、いっていないのかどうか。

それと今の説明ですと中立委員を1名以上置かないとならないというふうに理解しているのかなと思えますけれども、ただ、この法律を読みますと、地区割をしてはならないというような文言もある訳です。例えば、今までは9地区1人くらいの平均的出れば全地区を網羅できるという事でしたが、今回は、そういう規定をしてはならないと否定されていますので、例えば、偏って、ある地区から何名もの推薦が上がってきた場合、評価委員会の中で適正に配分するという事になるのだろうと思えますが、そういった懸念があるのと、中立委員として農業に関係ない人が多数出てきた場合、そのような人を全て排除していくという事には基本的に法律の改正からするとならない訳なのです。ですから、中立評価委員会の規則の規定は、どのような形で決められているのかの考え方があれば伺いたしたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 農業委員会事務局長。

**○農業委員会事務局長（箱石雄彦君）** まず、報酬の関係でございますが、今回の改正で



委員の報酬を上げるという事で、国では29年度予算で来年の任期満了の4月で全国で1710ある農業委員会のうち、1100約64%が任期満了となります。今後は、推進員を設けるという事で、国に136億円の増額の予算要求をするそうでございます。本町では、予算の関係と人数も把握していない為、今回は財政的な問題もあり、来年の改選期まで見送り、管内の状況をみなが検討していかなければならないと思っております。ちなみに今の本町の委員の報酬なのですが、会長が53,700円、委員が43,300円でございます。これが管内的にどうなのかという事は、把握しておりませんので、来年2月に局長等の会議がありますので、その時に考えていきたいと思っております。

それと地区割の関係なのですが、農業委員は推進を兼ねた農業委員は地区割ができるんです。農業委員は、あくまでも地区が偏ってはいけないという事になっているのですが、自分は、以前の選挙制度の時と実質的には、あまり変わっていないと考えておりし、合法だと思っております。以前の選挙法の時も地区からの推薦委員でしたのでそれと変わらないと思っております。それと中立委員の外部委員を入れるという事なのですが、その中で施行規則に書いているのですが市町村長は推薦を受けた者及び募集に応じた者の数が定数を超えた場合、その他必要と認める場合には、関係者からの意見の聴取、その他の任命課程の公平性及び透明性を画する為に必要な措置と言われております。本町としては、外部委員を入れて内部局ではない、課程をわかるように色々な方面から選考したいと考えております。

それと今回の改正で浜中町に住んでいなくても、農地を持っていれば色々な外部機関からの判断も仰ぐ事になるかと思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 鈴木議員。

**○3番（鈴木誠君）** 今、答弁があったように浜中町に在住しなくても土地を持っていれば農業委員として公募できるという規定も加わっておりますから、そういう事に関わりたいという事があれば出てくる可能性はである訳です。ですから、その評価委員になる組織のしっかりした見極めというのは必要だという思いをしております。

報酬改定に向けて協議をしているという事なのですが、今、報酬の件の金額的な事については、比較できませんが、私も経験がありますが、今の農業委員会の農業委員の方々の仕事量からいくと、かなり厳しいと思いがあつたものですから、あえて申し上げたところで、この報酬を改定するとなりますと農業委員会が提案するのですか、町長部局ですか、その辺の確認とそれから、評価委員会で定数の13人と示されて、それを議会にかける訳

ですが、これまでの言葉を使うと任命同意の議決を得て、町長が13人を任命するという事になるのだらうと思いますが、この13名全員を1回に同意を求めた提案となるのか、これまで任命同意というのは、確か1名分だったと思いますけれども、その辺の任命同意の提案の仕方について伺っておきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 農業委員の報酬の関係でございます。これにつきましては、非常勤特別職という事で報酬審議会がございまして、その所管は総務課の方になりますので、仮に、改定になるとすれば委員会の方にかけて、その結果によって議会の方にお示しするという事になってございます。

それから、議会に同意を得て任命する方式でございますが、それは一括になるのか、1名ずつになるのかは、これから情報収集をしまして示したいと思います。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第60号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第60号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第18 議案第61号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第18 議案第61号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第61号、証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、関連規定を改正しようとするもので、改正内容につきましては、本条例に引用する条項番号及び文言について、法改正の内容に対応して、これを改めるものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから、議案第61号の質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから、議案第61号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから、議案第61号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第19 議案第62号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について**

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第19 議案第62号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第62号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、本年度の給与改定に伴い、関連する条項の一部改正をしようとするものであります。

本年、8月8日に人事院は、国家公務員の給与等について勧告をしたところであります。

この勧告の内容を申し上げますと、月例給につきましては、公務員給与が民間給与を0.17%下回っている事から、俸給表を平均0.2%引き上げること。期末・勤勉手当につきましては、支給割合が民間比較で年間0.12月下回っていることから、これを0.1月引き上げる事とし、年間支給割合を4.2月から4.3月にする事。扶養手当につきましては、配偶者に係る扶養手当を現行の13,000円から6,500円に引き下げる事とし、子に係る扶養手当を現行の6,500円から10,000円に引き上げる事としております。

国は、この人事院勧告を受けて、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律を本年11月24日公布し、人事院勧告どおりの内容で給与改定を実施しました。

このことから、本町においては国家公務員の給与改定に準じた形で、給料表の引き上げ、期末・勤勉手当の引き上げ並びに扶養手当の見直しの内容として、職員の給与に関する条例の関連規定について所要の改正を行うものであります。

なお、施行期日については、公布の日としておりますが、扶養手当の改正規定は、平成29年4月1日から施行し、扶養手当を除く規定については、平成28年4月1日から適用する事としております。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、総務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（佐藤佳信君）** （議案第62号 補足説明あるも省略）

**○議長（波岡玄智君）** これから、議案第62号の質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから、議案第62号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから、議案第62号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第20 議案第63号 浜中町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

---

○議長(波岡玄智君) 日程第20 議案第63号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第63号、浜中町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由をご説明申し上げます。

この度の一部改正は、職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、第5条の扶養手当の支給について、子及び孫をそれぞれ第2号及び第3号とし、併せて条文中の文言整理を行いました。職員に支給する給与の種類に管理職員特別勤務手当を追加して規定するものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からとし、第5条の改正規定については、平成29年4月1日から施行することとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから、議案第63号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから議案第63号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第21 議案第64号 町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第22 議案第65号 議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第21 議案第64号及び日程第22 議案第65号を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第64号、町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第65号、議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、いずれも関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

町長、副町長並びに議会議員の期末手当年間支給月数については、平成28年4月1日から一般職の職員と同じく4.2月としております。この度、一般職の職員については、国における給与法の改正に準じ、職員の給与に関する条例の一部改正を行い0.1月引き上げ4.3月にしようとするものであります。

このことから町長、副町長並びに議会議員の期末手当につきましては、一般職の職員と同様に引き上げる事について、関連する条例の一部改正について提案した次第であります。

議案第64号町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、第4条第2項で期末手当について6月に支給する場合においては、現行100分の202.5を100分の207.5に、12月に支給する場合においては、現行100分の217.5を100分の222.5にそれぞれ改め、現行年間支給月数4.2月を4.3月に引き上げるものであります。

施行期日は公布の日とし、平成28年4月1日から適用するとしております。

なお、教育長の支給月数については、浜中町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例第2条第2項の規定により、町長、副町長の給与に関する条例を準用するとなっておりますので、町長副町長と同様となります。議案第65号議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、第5条第2項で、町長、副町長の期末手当支給月数と同様に引き上げるものであります。

施行期日は公布の日とし、平成28年4月1日から適用するとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから、議案第64号の質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから、議案第65号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから、議案第64号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから、議案第65号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから、議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

**○議長（波岡玄智君）** これから、議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって議案第65号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。

(休憩 午後 3時00分)

(再開 午後 3時30分)

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎日程第23 議案第66号 浜中町債権管理条例の一部を改正する条例の制定について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第23 議案第66号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第66号、浜中町債権管理条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

浜中町債権管理条例については、平成26年12月に制定し、これまで町の債権管理の一層の適正化と事務の統一化を図り、町民負担の公平性と財政の健全性の確保に努めてまいりましたが、更なる事務の効率化を進めるため、本条例の一部改正が必要となりました。

一部改正の内容についてですが、条例第17条債権の放棄については、これまで5項目により債権放棄の事務を進めてまいりましたが、国税徴収法第153条及び地方税法第15条の7に規定されている即時消滅2要件、内容といたしましては、1点目として債務者が生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で、相当の期間を経過した後においても履行される見込みがないと認められるとき2点目として、債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる事情があり、履行の見込みがないと認められる時を、新たに債権管理条例に加え、債権放棄の適正な管理を図るものです。

しかしながら、町の債権については、全額回収する事が原則ですので、今後も滞納者に対し、きめ細かな対応に努めると共に、資力を的確に見極め、資力があるにも関わらず納付しない滞納者に対しては、公平性の観点から厳格に対処していく事が必要不可欠であり



ます。

なお、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから、議案第66号の質疑を行います。

9番川村議員。

**○9番（川村義春君）** それでは、質問させていただきます。

事務の効率化を図るとして条例の一部改正がされたという事ですけれどもこの2項の要件を加えなければならなくなったという背景について、具体的な非強制徴収債権名を挙げて説明していただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 税務課長。

**○税務課長（梅田一光君）** 質問にお答えします。債権管理条例ですが、平成26年12月に制定して、これまで債権管理の一層の適正化と事務の統一化を図り、今日の決算審査にもありましたが、職員のスキルアップを図りながら、努めてまいりました。債権の種類には、ご存知のとおり強制徴収債権と非強制徴収債権、いわゆる私債権があります。非強制徴収債権は、国の国税徴収法及び地方税法等に基づいて滞納処分の停止のできるもの、また、滞納処分ができるものが入っています。

非強制徴収債権というのは、いわゆる私債権ですが、使用料及び手数料、これは、民法の規定にもありまして、時効の援用をしない限りは、時効によっては、2年、5年、10年、例えば、飲食店の借金は1年で、1年請求がなければ時効という事がありますが、ただし本人が時効の援用をしなければ、払っても10年経っていても、あの時は払えなかったけれども、今は払えるという事で、時効の援用がする事もあります。援用によって、援用をしなければ払う事ができるとなっております。

それで、今回17条の債権の放棄に、新たに2項目付け加えさせていただいたのは、国税徴収法と地方税法に基づいて即時消滅できる場合の2項目を付けさせていただきました。具体例で言いますと、例えば、公営住宅に入ってから転居して行方不明になってしまった場合、死亡した場合で死亡した場合は、相続をすればいいのですが、相続も放棄してしまった場合、それと生活保護を受けるとか、自己破産した場合、公営住宅に入居していて生活保護を受けた時からの家賃の分は入りますけれども、それ以前の分は入りません。それ以前の分と自己破産してしまったという事で、資力が見込まれない場合については、即時

消滅できる規定が国税徴収法と地方税法にありましたので、それを当てはめさせていただきたいのと、公営住宅については、時効の援用がない限り、今まで債権の放棄ができなかったという事で、実は、同じ名前の人で税金と住宅料が残っている方で、税金の方は強制徴収債権で滞納処分の停止をされていて、時効によって不納欠損処分をしているけれども、公営住宅については、実は、債権の放棄ができていない状態があります。それらについても税金と同じように落としてしまっているものについては、今回、落とさせて貰い、新しく出たものについては、14条で徴収の停止をさせていただいて、処分停止で3年たってから、債権放棄するという事になるのですが、既に落ちてしまって、即時消滅のできるものについては、直ちに落として、例えば税でいうと、中国やベトナムから来ている方は、国民健康保険税に加入していて、すぐに国外に行く場合があるのですが、国外まで徴収に行く事ができませんので、仮に行ったとしてもその費用が高くなるので、即時消滅してもいいという規定もありますので、それと同じく、行方不明になり居場所が不明な者については、消滅させていただこうという規定を加えさせていただきます。先程、町長も言いましたけれども、債権放棄を容易にするのではなく、やはり貴重な財源ですから、これまでに以上に決算審査にもありましたけれども、職員の法に対するスキルアップを図って、勉強してこのような事がないように債権放棄に至らないように職員が勉強して、今年も研修会を開催いたしましたけれども、徴収対策委員会を筆頭に、これからもがんばっていきたく思いますのでよろしくお願いします。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○9番（川村義春君）** 今、税務課長から専門的な話がされました。私は、もっと簡単に言えば話をしてほしいなと思うんですけども、町営住宅料の高額滞納者の徴収の処分の扱いが、担当者と理事者の間で整合性がとれていないという事で、収納対策委員会ですっかりと整理できるようにして下さいという事から、この部分が出てきたと私は理解しているのですよ。多くの議員は、その辺がまだ理解されていないと思いますので、私はそういう事で、先ほど、課長が最後に町長の後段を言っていたようにこの債権管理条例というのは、債権を放棄する為に作ったものではなく、あくまでも適正な債権を管理する為に作ったという事をしっかり抑えておいてもらわなければ困ると私は思っています。具体的にこの17条第6号の中で相当の期間を経過した後という事がありますがどの位になるのかも含めてお聞きしておきたいといひます。

**○議長（波岡玄智君）** 税務課長

**○税務課長（梅田一光君）** 議員がおっしゃられたとおり、住宅料の関係がどうしても今まで、債権管理条例ができる前までは、収納率が悪くて、頑張っていたいて、上がってきていました。今、実は、本年度は、上がってないんです。その要因は、議員のおっしゃったとおり、実は行方不明とか、生活保護を受給している方がいて、本来であれば滞納処分の停止をして不納欠損されている方が残っているんです。その辺が担当者のジレンマがあつてなかなか担当者では、できなくて副町長を筆頭とした徴収対策委員会の中で議論させていただいて今回この2項目をつけ加えさせていただきました。相当な期間と書いておりますが、通常は、処分停止は1年もしくは3年で、海外に逃亡、自己破産して完全に不明という場合は1年ですが、通常の場合は3年の期間という事です。このような事で今回決めさせていただきましたので、よろしくお願いします。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○9番（川村義春君）** 大変わかりやすく説明していただきました。それで町営住宅料の高額滞納者対策という事で、一部、話ができましたが、町営住宅を改築した時に、古い住宅に住んでいた方を優先的に入れるものですから、所得によって決まる訳ですが住宅料を払っていくという事でやはり、住宅料が上がるという事で、どうしても滞納が増えていくという事で決算審査特別委員会の総括質問中でも現年度分が収納率が低化している部分について一生懸命今回を含めて、やるのでがんばると言っていますが、なかなか、この辺の部分については、私は、低所得者に関わらず家賃の減免制度をつくらなければ滞納者は減らないのではないかと思います。その部分の減免制度を考えていく必要があると思うのですが、最後に、どのような方向に向くのかお知らせいただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（佐藤佳伸君）** 今、減免制度という話がありましたが、実際に今、減免制度している方もいます。収入が極端に少なくなったので減免している方もいます。

これから、この減免制度につきまし制度作成に向けて考えていきたいと思ひます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** これで、質疑を終わります。

これから、議案第66号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第24 議案第67号 浜中町税条例等の一部を改正する条例の制定について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第24 議案第67号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第67号、浜中町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、平成28年度税制改正大綱に基づき地方税法等の一部を改正する法律等が改正され、平成28年3月31日付で公布となり、施行期日が平成28年4月1日施行に伴うものの改正を3月31日付で専決処分し、6月定例会に報告し、承認をいただいたところであります。

その際、未執行分の条例改正につきましては、一部北海道と協議を要するものがあることから、9月定例会以降に条例改正を提案したいとしておりましたが、この度、道より軽自動車税の環境性能割の減免規定等の考え方が示されましたので、本定例会において条例改正をするもので、改正の主な内容として町民税、軽自動車税、たばこ税、について所要の改正をするものです。

本改正につきましては、総務省から示されました市町村条例等の一部を改正する条例の例に基づいたものであります。

なお、条例改正の施行期日については平成29年1月1日、平成29年4月1日、及び平成30年1月1日施行となっておりますが、軽自動車税にかかる改正については、消費税率の引き上げ時期の変更に伴い、地方税法の一部改正等が平成28年11月28日に公

布されたことにより、軽自動車税の環境性能割創設の延期及び軽自動車税のグリーン化特例の再々延町等が改正されました。これに基づいた、浜中町税条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、直近の議会で、条例改正を提案する予定であります。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、税務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（梅田一光君） （議案第67号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから、議案第67号の質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第67号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第25 議案第68号 浜中町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第26 議案第69号 浜中町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第26、議案第68号及び、日程第27、議案第69号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第68号、浜中町指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第69号浜中町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、いずれも関連がありますので一括して提案の理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第68号は介護保険法の改正により、従来、北海道が指定・指導しておりました通所介護事業所のうち小規模で利用定員が18人以下の通所介護事業所及び利用定員が9人以下の療養通所介護について今年度より地域密着型通所介護事業所となり、事業所所在地の市町村に指定・指導権限が移譲となりましたので、この度、本条例の関連条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第69号につきましても、介護保険法の改正に伴う本条例の関連条項の一部を改正しようとするものであります。

なお、いずれの条例も施行日については、公布の日から施行することとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから、議案第68号の質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第69号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第68号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから議案第69号の討論を行います。

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから議案第69号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第68号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

○議長（波岡玄智君） これから、議案第69号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。したがって議案第69号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第27 議案第70号 浜中町勤労青少年ホーム設置条例を廃止する条例の制定について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第27 議案第70号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第70号、浜中町勤労青少年ホーム設置条例を廃止する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

浜中町勤労青少年ホームにつきましては、勤労青少年の健全育成及び福祉の増進を図ることを目的に、昭和59年11月に完成し、その活動拠点として利用されてきたところであります。しかしながら、近年は、その目的を達成する為の事業の活用がなされていないことから、設置条例の機能を果たしていない状態が続いております。この事から廃止条例を制定するものです。

なお、施行期日については、平成29年4月1日から施行するとしております。

以上、提案理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから、議案第70号の質疑を行います。

9番川村議員。

**○9番（川村義春君）** この条例を廃止する事についてですが、勤労青少年の健全育成及び福祉の増進を目的としておりましたが、これを達成する為の事業活動がされていないという事で、廃止するという事です。

この施設については、昭和59年新築で32年経過しておりますけれども、今後の施設の利用は、公の集会施設と考えているのであれば、公の集会施設に加える条例の一部改正が必要であると思われるし、他の用途に利用するのであれば、その名称をもつての設置条例の提案が必要になってくると思います。今現在、高齢者事業団にこの施設は利用されておりますけれども、その名称を持って設置条例を提案するという事もあっていいと思いますが、どうでしょうか。また、普通財産として管理することも考えられますが、今後の所管については、どこになるのかお伺いしておきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（佐藤佳信君）** お答えいたします。勤労青少年ホームの今後の利用という事でございます。

今回、行政財産として用途を廃止をするという事で、今後については、普通財産という事で総務課の維持管理となつてございます。今後の利用でございましてけれども現在高齢者事業団に貸しておりますが、今後検討して協議を進めるという事でございます。今現在は、特に決まっておりません。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○9番（川村義春君）** 今のお答えは、公の集会施設にする訳でもないし、名称をつけて条例化する訳でもなく、普通財産として管理するという事だと思っておりますが、財務規則上でいきますと普通財産についての財産管理者については、総務課長というふうになっておりますので、総務課が管理していくという事で確認したという事でよろしいでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（佐藤佳信君）** そうでございます。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** これで質疑を終わります。

これから、議案第70号の討論を行います。



(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第70号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第28 議案第71号 浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

---

○議長(波岡玄智君) 日程第28 議案第71号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第71号、浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由をご説明申し上げます。

この度の一部改正は、所得税法等の一部を改正する法律が、平成28年7月1日に公布され、同法の改正により、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部が改正された事に伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等の所得については、国民健康保険税の算定の際に用いる総所得及び軽減判定所得に含める特例の規定を追加し、併せて、所要の規定の整備を行うものであります。

この条例の施行期日は、平成29年1月1日から施行としております。

なお、この度の条例の一部改正につきましては、国保運営協議会に諮問し、答申をいただいたところでございます。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから、議案第71号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから、議案第71号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第71号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。したがって議案第71号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第29 議案第72号 平成28年度浜中町一般会計補正予算(第4号)

---

○議長(波岡玄智君) 日程第29 議案第72号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第72号平成28年度浜中町一般会計補正予算第4号について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、庁舎建設工事基本設計委託料など、今後必要とされる経費と事業費の確定等による減額について補正をお願いしようとするものであります。

補正の主なものを申し上げますと、歳出1款議会費では、議会議員に要する経費で、議案第66号で議決をいただきました議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に基づき、議員期末手当24万7,000円を追加。2款総務費では、庁舎の建設に要する経費で、庁舎建設工事基本設計委託料6,693万9,000円を増額、電算システムの運用に要する経費で公会計システム導入費用などの追加に伴い、負担金補助及び交付金486万6,000円を追加、公の集会施設等維持管理に要する経費で、漁村センター改修工事などの執行残により、1,649万9,000円を減額するなど総務費全体で6,092万3,000円を追加。

なお、庁舎建設工事基本設計委託料については、年度内に事業の完了後が見込めない事から繰越明許費の設定をお願いするものであります。

3款、民生費では、その他障がい者福祉に要する経費で、浜中町地域活動支援センター・子ども発達支援センター施設実施設計委託料500万円を増額、障がい者福祉給付に要する経費で、利用者増などに伴い、障がい福祉サービス費1,500万円を追加するなど民生費全体で2,478万2,000円を追加。

4款、衛生費では、茶内診療所に要する経費で、運営方法の変更に伴い1,056万3,000円を追加するなど衛生費全体で1,355万9,000円を追加。

5款、農林水産業費で、その他農業行政事務に要する経費で、6次産業化ネットワークづくり支援事業不採択により2,100万円を減額、公社営畜産基盤再編総合整備に要する経費で、家畜保護施設設計委託費の増に伴い、農業用施設購入費424万円、水産行政に要する経費で、道補助金の内定に伴い昆布小型選別機導入事業補助730万円をそれぞれ増額、海岸整備事業に要する経費で、委託料確定に伴い霧多布港海岸防潮堤嵩上改良実施設計委託料1,289万6,000円を減額するなど、農林水産業費全体で1,409万2,000円を減額。

6款、商工費では、商工振興に要する経費で、申請件数等に伴い、町地域経済活性化促進奨励補助172万円を追加するなど、商工費全体で198万円を追加。

7款、土木費では、下水道事業特別会計繰出金で同会計の補正に伴い、608万6,000円を追加するなど、土木費全体で835万7,000円を追加。

8款、消防費では、釧路東部消防組合に要する経費で、職員給与などの追加に伴い、負担金1,024万1,000円を追加。

9款、教育費では、小学校管理運営に要する経費で、散布小学校教員住宅補修工事などの執行残により、102万7,000円の減額、農業者トレーニングセンター管理運営に要する経費で、屋外照明補修に伴い、修繕料118万3,000円、給食センターに要する経費で、ボイラー補修などに伴い、102万8,000円をそれぞれ追加するなど、教育費全体で247万6,000円を追加。

11款、給与費では、議案第64号及び第65号で議決をいただきました。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例に基づき、給料92万1,000円、職員手当521万6,000円をそれぞれ追加し、給与費全体で613万7,000円を追加。

以上により、今回の補正額は1億1,461万6,000円の追加となります。一方、歳入につきましては、使用料及び手数料や国庫支出金、道支出金などを財源として充てたほ

か、不足する財源については、財政調整基金繰入金、6,000万円繰越金1,269万8,000円を充てさせていただきました。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は65億9,305万5,000円となります。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、企画財政課長より説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

---

### ◎延会の議決

---

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

---

### ◎延会の宣告

---

○議長（波岡玄智君） したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

（延会 午後 4時21分）

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議長

議員

議 員